

# 浜松市地域防災計画 新旧対照表

浜松市防災計画 新旧対照表

頁	編	章	旧	新																								
2	総則		<p>第5節 市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>2 県</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>                     (略)                      ② 災害時における住民への避難指示、誘導、被災者の<u>救難、救助その他保護</u>                      ③ 行方不明者の捜索及び検視                      (略)                 </td> </tr> </table> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>                     (略)                      ② 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理                      ③ 災害地域における電気通信施設の被害状況調査                      ④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与                      (略)                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省静岡労働局</td> <td>                     ① 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導                      (略)                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	県警察	(略) ② 災害時における住民への避難指示、誘導、被災者の <u>救難、救助その他保護</u> ③ 行方不明者の捜索及び検視 (略)	総務省東海総合通信局	(略) ② 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ③ 災害地域における電気通信施設の被害状況調査 ④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 (略)	(略)	(略)	厚生労働省静岡労働局	① 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 (略)	(略)	(略)	<p>第5節 市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>2 県</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>                     (略)                      ② 災害時における住民への避難指示、誘導、被災者の救助                      ③ 行方不明者等の捜索及び<u>遺体の検視</u>                      (略)                 </td> </tr> </table> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>                     (略)                      ② 災害時における電気通信及び<u>放送</u>の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理                      ③ 災害地域における電気通信施設、<u>放送設備等</u>の被害状況調査                      ④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与                      (略)                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省静岡労働局</td> <td>                     ① 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する<u>労働</u>災害予防の指導                      (略)                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	県警察	(略) ② 災害時における住民への避難指示、誘導、被災者の救助 ③ 行方不明者等の捜索及び <u>遺体の検視</u> (略)	総務省東海総合通信局	(略) ② 災害時における電気通信及び <u>放送</u> の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ③ 災害地域における電気通信施設、 <u>放送設備等</u> の被害状況調査 ④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 (略)	(略)	(略)	厚生労働省静岡労働局	① 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する <u>労働</u> 災害予防の指導 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)																											
県警察	(略) ② 災害時における住民への避難指示、誘導、被災者の <u>救難、救助その他保護</u> ③ 行方不明者の捜索及び検視 (略)																											
総務省東海総合通信局	(略) ② 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ③ 災害地域における電気通信施設の被害状況調査 ④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 (略)																											
(略)	(略)																											
厚生労働省静岡労働局	① 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 (略)																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											
県警察	(略) ② 災害時における住民への避難指示、誘導、被災者の救助 ③ 行方不明者等の捜索及び <u>遺体の検視</u> (略)																											
総務省東海総合通信局	(略) ② 災害時における電気通信及び <u>放送</u> の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ③ 災害地域における電気通信施設、 <u>放送設備等</u> の被害状況調査 ④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 (略)																											
(略)	(略)																											
厚生労働省静岡労働局	① 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する <u>労働</u> 災害予防の指導 (略)																											
(略)	(略)																											

浜松市防災計画 新旧対照表

19	風水害	1	<p>4 指定公共機関</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部電力(株)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>5 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部ガス(株)、 一般社団法人 静岡県LPガス協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第2節 道路・橋梁計画</p> <p>1 現況</p> <p>○ 浜松市が管理する国・県道の路線数及び延長は次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般国道</td> <td>6</td> <td>249.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県道</td> <td>主要地方道</td> <td>15</td> <td>205.3</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>52</td> <td>474.5</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	中部電力(株)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	中部ガス(株)、 一般社団法人 静岡県LPガス協会	(略)	(略)	(略)	道路の種類		路線数	実延長(km)	一般国道		6	249.6	県道	主要地方道	15	205.3	一般県道	52	474.5	<p>4 指定公共機関</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部電力パワ ーグリッド (株)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>5 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>サーラエナジ ー(株)、一般 社団法人静岡 県LPガス協 会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第2節 道路・橋梁計画</p> <p>1 現況</p> <p>○ 浜松市が管理する国・県道の路線数及び延長は次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(平成31年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般国道</td> <td>6</td> <td>251.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県道</td> <td>主要地方道</td> <td>15</td> <td>205.6</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>52</td> <td>474.5</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	中部電力パワ ーグリッド (株)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	サーラエナジ ー(株)、一般 社団法人静岡 県LPガス協 会	(略)	(略)	(略)	道路の種類		路線数	実延長(km)	一般国道		6	251.9	県道	主要地方道	15	205.6	一般県道	52	474.5
			(略)	(略)																																																						
中部電力(株)	(略)																																																									
(略)	(略)																																																									
(略)	(略)																																																									
中部ガス(株)、 一般社団法人 静岡県LPガス協会	(略)																																																									
(略)	(略)																																																									
道路の種類		路線数	実延長(km)																																																							
一般国道		6	249.6																																																							
県道	主要地方道	15	205.3																																																							
	一般県道	52	474.5																																																							
(略)	(略)																																																									
中部電力パワ ーグリッド (株)	(略)																																																									
(略)	(略)																																																									
(略)	(略)																																																									
サーラエナジ ー(株)、一般 社団法人静岡 県LPガス協 会	(略)																																																									
(略)	(略)																																																									
道路の種類		路線数	実延長(km)																																																							
一般国道		6	251.9																																																							
県道	主要地方道	15	205.6																																																							
	一般県道	52	474.5																																																							

浜松市防災計画 新旧対照表

20	風水害	1	計	73	929.4		計	73	932.0																						
			<p>○ 浜松市の都市計画道路の整備状況は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(平成 30 年 3 月 31 日現在)</p> <table border="1"> <tr> <th>計画決定路線数</th> <th>計画決定道路延長</th> <th>改良延長</th> <th>改良率</th> </tr> <tr> <td>143 路線</td> <td>426,080m</td> <td>283,670m</td> <td>66.5%</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第3節 治水計画</p> <p>(略)</p> <p>2 ダムの管理</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>				計画決定路線数	計画決定道路延長	改良延長	改良率	143 路線	426,080m	283,670m	66.5%	<p>○ 浜松市の都市計画道路の整備状況は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(平成 31 年 3 月 31 日現在)</p> <table border="1"> <tr> <th>計画決定路線数</th> <th>計画決定道路延長</th> <th>改良延長</th> <th>改良率</th> </tr> <tr> <td>143 路線</td> <td>426,080m</td> <td>287,103m</td> <td>67.4%</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第3節 治水計画</p> <p>(略)</p> <p>2 ダムの管理</p> <p>(略)</p> <p>3 連携体制の構築</p> <p>○ 水災については、国土交通省、県及び市町等が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</p>				計画決定路線数	計画決定道路延長	改良延長	改良率	143 路線	426,080m	287,103m	67.4%					
計画決定路線数	計画決定道路延長	改良延長	改良率																												
143 路線	426,080m	283,670m	66.5%																												
計画決定路線数	計画決定道路延長	改良延長	改良率																												
143 路線	426,080m	287,103m	67.4%																												
23	風水害	1	計				計																								
			<p>○ 本市の都市計画区域、用途地域の現況は、次表のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">《都市計画区域》 (平成 30 年 3 月 31 日現在)</p> <table border="1"> <tr> <th>区域名</th> <th>面積</th> <th>人口</th> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td>9,873ha</td> <td>504,487 人</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>41,582ha</td> <td>277,633 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>51,455ha</td> <td>782,120 人</td> </tr> </table>				区域名	面積	人口	市街化区域	9,873ha	504,487 人	市街化調整区域	41,582ha	277,633 人	計	51,455ha	782,120 人	<p>○ 本市の都市計画区域、用途地域の現況は、次表のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">《都市計画区域》 (平成 31 年 3 月 31 日現在)</p> <table border="1"> <tr> <th>区域名</th> <th>面積</th> <th>人口</th> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td>9,873ha</td> <td>504,022 人</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>41,582ha</td> <td>277,306 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>51,455ha</td> <td>781,328 人</td> </tr> </table>				区域名	面積	人口	市街化区域	9,873ha	504,022 人	市街化調整区域	41,582ha	277,306 人
区域名	面積	人口																													
市街化区域	9,873ha	504,487 人																													
市街化調整区域	41,582ha	277,633 人																													
計	51,455ha	782,120 人																													
区域名	面積	人口																													
市街化区域	9,873ha	504,022 人																													
市街化調整区域	41,582ha	277,306 人																													
計	51,455ha	781,328 人																													

浜松市防災計画 新旧対照表

<<用途地域>> (平成30年3月31日現在)					<<用途地域>> (平成31年3月31日現在)				
用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	面積(ha)	比率(%)	用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	面積(ha)	比率(%)
第一種低層住居 専用地域	40、50、60	60、80、100	1,088.7	11.0	第一種低層住居 専用地域	40、50、60	60、80、100	1,088.7	11.0
第二種低層住居 専用地域	50、60	80、100	32.4	0.3	第二種低層住居 専用地域	50、60	80、100	32.4	0.3
第一種中高層住 居専用地域	40、50、60	100、150、200	1,395.2	14.1	第一種中高層住 居専用地域	40、50、60	100、150、200	1,395.2	14.1
第二種中高層住 居専用地域	50、60	150、200	594.2	6.0	第二種中高層住 居専用地域	50、60	150、200	594.2	6.0
第一種住居地域	60	200	3,182.0	<u>32.2</u>	第一種住居地域	60	200	3,182.0	<u>32.0</u>
第二種住居地域	60	200	498.5	5.0	第二種住居地域	60	200	498.5	5.0
準住居地域	60	200	175.1	1.8	準住居地域	60	200	175.1	1.8
近隣商業地域	60、80	200、300	570.7	5.7	近隣商業地域	60、80	200、300	570.7	5.7
商業地域	80	200、300、400、 500、600	344.2	3.4	商業地域	80	200、300、400、 500、600	344.2	3.4
準工業地域	60	200	399.3	4.0	準工業地域	60	200	399.3	4.0
工業地域	60	200	1,142.5	<u>11.5</u>	工業地域	60	200	1,142.5	<u>11.6</u>
工業専用地域	60	200	458.5	4.6	工業専用地域	60	200	458.5	4.6
合計	—	—	9,881.3	100.0	合計	—	—	9,881.3	100.0
(略)					(略)				
2 都市の不燃化計画					2 都市の不燃化計画				
(略)					(略)				
<<施行中の市街地再開発事業>> (平成30年4月1日現在)					<<施行中の市街地再開発事業>> (平成31年4月1日現在)				

浜松市防災計画 新旧対照表

25	風水害	1	<table border="1"> <tr> <th>事業名称</th> <th>事業位置</th> <th>地区面積</th> <th>事業予定年度</th> </tr> <tr> <td>旭・板屋地区 第一種市街地再開発事業</td> <td>中区 旭町、板屋町</td> <td>約 2.04ha</td> <td>H4～<u>H32</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>3 開発行為の指導と土地区画整理事業</p> <p>(略)</p> <p>《施行中の土地区画整理事業》 (平成 30 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>面積</th> <th>施行期間(年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">公共</td> <td>高竜</td> <td>11.3ha</td> <td>H9～<u>35</u></td> </tr> <tr> <td>上島駅周辺</td> <td>5.7ha</td> <td>H15～<u>35</u></td> </tr> <tr> <td>高塚北</td> <td>2.3ha</td> <td><u>H26</u>～<u>30</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">組合</td> <td>船明</td> <td>43.5ha</td> <td>H7～<u>30</u></td> </tr> <tr> <td>中瀬南部</td> <td>45.3ha</td> <td>H15～<u>31</u></td> </tr> <tr> <td>西美菌西</td> <td>9.0ha</td> <td>H13～<u>30</u></td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>都田川山</td> <td>47.6ha</td> <td>H28～<u>33</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第 5 節 土砂災害防除計画</p> <p>(略)</p> <p>3 土砂災害のソフト対策</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要配慮者 利用施設 の所有者</td> <td>・ その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓</td> </tr> </table>	事業名称	事業位置	地区面積	事業予定年度	旭・板屋地区 第一種市街地再開発事業	中区 旭町、板屋町	約 2.04ha	H4～ <u>H32</u>	地区名	面積	施行期間(年度)	公共	高竜	11.3ha	H9～ <u>35</u>	上島駅周辺	5.7ha	H15～ <u>35</u>	高塚北	2.3ha	<u>H26</u> ～ <u>30</u>	組合	船明	43.5ha	H7～ <u>30</u>	中瀬南部	45.3ha	H15～ <u>31</u>	西美菌西	9.0ha	H13～ <u>30</u>	個人	都田川山	47.6ha	H28～ <u>33</u>	(略)		要配慮者 利用施設 の所有者	・ その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓	<table border="1"> <tr> <th>事業名称</th> <th>事業位置</th> <th>地区面積</th> <th>事業予定年度</th> </tr> <tr> <td>旭・板屋地区 第一種市街地再開発事業</td> <td>中区 旭町、板屋町</td> <td>約 2.04ha</td> <td>H4～<u>R2</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>3 開発行為の指導と土地区画整理事業</p> <p>(略)</p> <p>《施行中の土地区画整理事業》 (平成 31 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>面積</th> <th>施行期間(年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">公共</td> <td>高竜</td> <td>11.3ha</td> <td>H9～<u>R5</u></td> </tr> <tr> <td>上島駅周辺</td> <td>5.7ha</td> <td>H15～<u>R5</u></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">組合</td> <td>船明</td> <td>43.5ha</td> <td>H7～<u>R2</u></td> </tr> <tr> <td>中瀬南部</td> <td>45.3ha</td> <td>H15～<u>R3</u></td> </tr> <tr> <td>西美菌西</td> <td>9.0ha</td> <td>H13～<u>R2</u></td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>都田川山</td> <td>47.6ha</td> <td>H28～<u>R3</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第 5 節 土砂災害防除計画</p> <p>(略)</p> <p>3 土砂災害のソフト対策</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要配慮者 利用施設 の所有者</td> <td>・ <u>土砂災害警戒区域内に位置し、</u>その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な</td> </tr> </table>	事業名称	事業位置	地区面積	事業予定年度	旭・板屋地区 第一種市街地再開発事業	中区 旭町、板屋町	約 2.04ha	H4～ <u>R2</u>	地区名	面積	施行期間(年度)	公共	高竜	11.3ha	H9～ <u>R5</u>	上島駅周辺	5.7ha	H15～ <u>R5</u>	(削除)	(削除)	(削除)	組合	船明	43.5ha	H7～ <u>R2</u>	中瀬南部	45.3ha	H15～ <u>R3</u>	西美菌西	9.0ha	H13～ <u>R2</u>	個人	都田川山	47.6ha	H28～ <u>R3</u>	(略)		要配慮者 利用施設 の所有者	・ <u>土砂災害警戒区域内に位置し、</u> その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な
			事業名称	事業位置	地区面積	事業予定年度																																																																												
			旭・板屋地区 第一種市街地再開発事業	中区 旭町、板屋町	約 2.04ha	H4～ <u>H32</u>																																																																												
			地区名	面積	施行期間(年度)																																																																													
			公共	高竜	11.3ha	H9～ <u>35</u>																																																																												
				上島駅周辺	5.7ha	H15～ <u>35</u>																																																																												
				高塚北	2.3ha	<u>H26</u> ～ <u>30</u>																																																																												
			組合	船明	43.5ha	H7～ <u>30</u>																																																																												
				中瀬南部	45.3ha	H15～ <u>31</u>																																																																												
				西美菌西	9.0ha	H13～ <u>30</u>																																																																												
個人	都田川山	47.6ha	H28～ <u>33</u>																																																																															
(略)																																																																																		
要配慮者 利用施設 の所有者	・ その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓																																																																																	
事業名称	事業位置	地区面積	事業予定年度																																																																															
旭・板屋地区 第一種市街地再開発事業	中区 旭町、板屋町	約 2.04ha	H4～ <u>R2</u>																																																																															
地区名	面積	施行期間(年度)																																																																																
公共	高竜	11.3ha	H9～ <u>R5</u>																																																																															
	上島駅周辺	5.7ha	H15～ <u>R5</u>																																																																															
	(削除)	(削除)	(削除)																																																																															
組合	船明	43.5ha	H7～ <u>R2</u>																																																																															
	中瀬南部	45.3ha	H15～ <u>R3</u>																																																																															
	西美菌西	9.0ha	H13～ <u>R2</u>																																																																															
個人	都田川山	47.6ha	H28～ <u>R3</u>																																																																															
(略)																																																																																		
要配慮者 利用施設 の所有者	・ <u>土砂災害警戒区域内に位置し、</u> その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な																																																																																	

浜松市防災計画 新旧対照表

29	風水害	1	等に対する指示等	練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。  (略) ・ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難のための訓練を行わなければならない。  <u>(新設)</u>	等に対する指示等	避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。  (略) ・ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難のための訓練を行わなければならない。  <u>・ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u>
			(略)		(略)	
31	風水害	1	第6節 山地・林道災害防除計画  (略)  ○ 地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所は、山地災害危険地区として県が設定し情報を提供している。  (略)	第6節 山地・林道災害防除計画  (略)  ○ 地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所は、山地災害危険地区として国および県が設定し情報を提供している。  (略)		
			第11節 住民の避難誘導體制  ○ 市は、避難準備・高齢者等避難開始の呼びかけ、避難勧告、避難指示（緊急）を行い、住民の迅速かつ円滑な避難を支援する。また、勧告等の伝達文の内容を危険の切迫性に応じて工夫するなど住民の積極的な避難行動の喚起に努める。  (略) 1 避難誘導體制の概要  ○ 市は、「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に、河川管理者等と連携し、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難準備・高齢者	第11節 住民の避難誘導體制  ○ 市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の発令を行い、住民の迅速かつ円滑な避難を支援する。また、避難勧告等の伝達文に5段階の警戒レベルを明記し、危険の切迫性に応じて内容を工夫するなど住民の積極的な避難行動の喚起に努める。  (略) 1 避難誘導體制の概要  ○ 市は、「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に、河川管理者等と連携し、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難準備・高齢者		

浜松市防災計画 新旧対照表

等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）などの判断基準、伝達方法を示すマニュアルを作成する。

(略)

○ 区（区長）は、市に避難勧告等の発令の暇がない場合は、市に代わって勧告等の発令及び指示を行う。

○ 自主防災隊は、地域の警戒や避難勧告・指示の伝達・避難誘導を行うため、平常時より防災知識の普及、防災訓練、危険箇所の点検・把握、避難計画及び台帳の作成等に努める。

(略)

○ 市民は、平常時より、ハザードマップ等を活用して地域の危険性を把握し、避難行動に備えるよう努める。

(新設)

2 避難勧告等発令の判断・実施基準/水害①

(略)

	発令時の状況	住民の行動	本市の対応
事前情報	(略)	(略)	(略)
避難開始 避難準備 高齢者等避難	(略)	(略)	(略)

等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報などの判断基準、伝達方法を示すマニュアルを作成する。

(略)

○ 区（区長）は、市に避難勧告等の発令の暇がない場合は、市に代わって避難勧告等の発令を行う。

○ 自主防災隊は、地域の警戒や避難勧告等の伝達・避難誘導を行うため、平常時より防災知識の普及、防災訓練、危険箇所の点検・把握、避難計画及び台帳の作成等に努める。

(略)

○ 市民は、平常時より、ハザードマップ等を活用して地域の危険性を把握し、避難行動に備えるよう努める。

○ 市民は、避難勧告等が発令されていなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

2 避難勧告等発令の判断・実施基準/水害①

(略)

	発令時の状況	住民の行動	本市の対応
事前情報	(略)	(略)	(略)
【警戒レベル3】避難準備 高齢者等避難開始	(略)	(略)	(略)



浜松市防災計画 新旧対照表

		<p>避難勧告</p>	<p>(略)</p>	<p>&lt;避難勧告に基づく避難&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急避難場所等近隣の安全な場所への避難行動を開始する。</li> <li>・屋外へ移動することが危険な場合は、垂直避難等の屋内安全確保を行う。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域の住民に避難勧告を行うとともに、緊急避難場所等への避難の呼びかけを行う。</li> <li>・区本部等は、自主防災隊長等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難勧告の発令に関する情報提供を行う。また、地域住民に対する避難に関する情報伝達を依頼する。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>	<p>【警戒レベル4】避難勧告</p>	<p>(略)</p>	<p>&lt;避難勧告に基づく避難&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかに安全な場所へ避難する。(避難先は最寄りの緊急避難場所に限らず、より安全な道を通って行ける別の緊急避難場所や知人・親戚宅なども選択肢であることに留意すること。)</li> <li>・屋外へ移動することが危険な場合は、垂直避難等の屋内安全確保を行う。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域の住民に避難勧告の発令を行うとともに、緊急避難場所等への避難の呼びかけを行う。</li> <li>・区本部等は、自主防災隊長等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難勧告の発令に関する情報提供を行う。また、地域住民に対する避難に関する情報伝達を依頼する。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>
	<p>避難指示(緊急)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は県が指定する洪水予報河川及び水位周知河川が「天端高」に達するおそれが高い場合</li> <li>・氾濫発生情報が発表された場合</li> <li>・堤防の破綻につながる漏水や侵食等を確認した場合</li> <li>・堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> <li>・人的被害の発生する危険性が非常に高い場合</li> <li>・人的被害が発生した場合</li> <li>・水害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難中の住民は、避難行動を直ちに完了する。</li> <li>・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動をとるとともに、そのいとまがない場合は生命を守る避難行動をとる。</li> <li>・人命に関わる緊急事態が発生した場合は、消防署等へ通報する。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域に避難指示(緊急)を行う。</li> <li>・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>	<p>【警戒レベル4】避難指示(緊急)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は県が指定する洪水予報河川及び水位周知河川が「天端高」に達するおそれが高い場合</li> <li>・堤防の破綻につながる漏水や侵食等を確認した場合</li> <li>・水害が発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生するおそれが極めて高い状況となっており、避難中の住民は避難を直ちに完了する。</li> <li>・人命に関わる緊急事態が発生した場合は、消防署等へ通報する。</li> <li>※避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域に避難指示(緊急)の発令を行う。</li> <li>・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>	

浜松市防災計画 新旧対照表

	(新設)	(新設)	(新設)		【警戒レベル5】災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫発生情報が発表された場合</li> <li>・ 堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> <li>・ 水害が発生した場合であり市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>※市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域に災害発生情報の発令を行う。</li> <li>・ 救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。</li> <li>・ その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>																																													
<p>3 避難勧告等の判断・実施基準/水害② (河川ごと)・高潮災害</p>																																																					
	<p>外水氾濫に係る基準 河川ごとに以下の基準を参考に、今後の気象予測 (大雨 (浸水)・洪水警報、大雨・洪水特別警報、解析雨量・降水短時間予報等) や河川巡視等からの情報を含めて総合的に判断する。 内水地域では、水位周知河川の水位が上昇することで、排水機の運転停止や機能低下し、浸水が発生する場合がありますので、状況により避難勧告等の地域を拡大する等の配慮をする。</p> <table border="1" data-bbox="353 783 1016 1040"> <tr> <td>天竜川水系 「天竜川」</td> <td>天竜川水系 「安間川」</td> <td>天竜川水系 「阿多古川」</td> <td>馬込川水系 「馬込川」</td> <td>馬込川水系 「芳川」</td> <td>都田川水系 「都田川」</td> <td>都田川水系 「井伊谷川」</td> <td>釣橋川水系 「釣橋川」</td> <td>その他の河川</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>事前情報</p>								天竜川水系 「天竜川」	天竜川水系 「安間川」	天竜川水系 「阿多古川」	馬込川水系 「馬込川」	馬込川水系 「芳川」	都田川水系 「都田川」	都田川水系 「井伊谷川」	釣橋川水系 「釣橋川」	その他の河川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		<p>外水氾濫に係る基準 河川ごとに以下の基準を参考に、今後の気象予測 (大雨 (浸水)・洪水警報、大雨・洪水特別警報、解析雨量・降水短時間予報等) や河川巡視等からの情報を含めて総合的に判断する。 内水地域では、水位周知河川の水位が上昇することで、排水機の運転停止や機能低下し、浸水が発生する場合がありますので、状況により避難勧告等の地域を拡大する等の配慮をする。</p> <table border="1" data-bbox="1294 783 1957 1040"> <tr> <td>天竜川水系 「天竜川」</td> <td>天竜川水系 「安間川」</td> <td>天竜川水系 「阿多古川」</td> <td>馬込川水系 「馬込川」</td> <td>馬込川水系 「芳川」</td> <td>都田川水系 「都田川」</td> <td>都田川水系 「井伊谷川」</td> <td>釣橋川水系 「釣橋川」</td> <td>その他の河川</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>事前情報</p>								天竜川水系 「天竜川」	天竜川水系 「安間川」	天竜川水系 「阿多古川」	馬込川水系 「馬込川」	馬込川水系 「芳川」	都田川水系 「都田川」	都田川水系 「井伊谷川」	釣橋川水系 「釣橋川」	その他の河川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
天竜川水系 「天竜川」	天竜川水系 「安間川」	天竜川水系 「阿多古川」	馬込川水系 「馬込川」	馬込川水系 「芳川」	都田川水系 「都田川」	都田川水系 「井伊谷川」	釣橋川水系 「釣橋川」	その他の河川																																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																													
天竜川水系 「天竜川」	天竜川水系 「安間川」	天竜川水系 「阿多古川」	馬込川水系 「馬込川」	馬込川水系 「芳川」	都田川水系 「都田川」	都田川水系 「井伊谷川」	釣橋川水系 「釣橋川」	その他の河川																																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																													









浜松市防災計画 新旧対照表

		<p>避難勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報（土砂災害）が発表され、記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>・大雨警報（土砂災害）が発表され、静岡県土砂災害警戒情報補足情報システムにおける予測雨量が2時間後に土砂災害発生危険基準線（CLライン）に到達し、さらに降雨が継続する見込みである場合</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>・巡視等によって土砂災害の前兆現象が確認された場合</li> <li>・土砂災害の発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<p>&lt;避難勧告に基づく避難&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急避難場所等近隣の安全な場所への避難行動を開始する。</li> <li>・屋外へ移動することが危険な場合は、垂直避難等の屋内安全確保を行う。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域の住民に避難勧告を行うとともに、緊急避難場所等への避難の呼びかけを行う。</li> <li>・区本部等は、自主防災隊長等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難勧告の発令に関する情報提供を行う。また、地域住民に対する避難に関する情報伝達を依頼する。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>	<p>【警戒レベル4】避難勧告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報（土砂災害）が発表され、静岡県土砂災害警戒情報補足情報システムにおける予測雨量が2時間後に土砂災害発生危険基準線（CLライン）に到達し、さらに降雨が継続する見込みである場合</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>・巡視等によって土砂災害の前兆現象が確認された場合</li> <li>・土砂災害の発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<p>&lt;避難勧告に基づく避難&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかに安全な場所へ避難する。（避難先は最寄りの緊急避難場所に限らず、より安全な道を通って行けることに留意すること。）</li> <li>・屋外へ移動することが危険な場合は、垂直避難等の屋内安全確保を行う。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域の住民に避難勧告の発令を行うとともに、緊急避難場所等への避難の呼びかけを行う。</li> <li>・区本部等は、自主防災隊長等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難勧告の発令に関する情報提供を行う。また、地域住民に対する避難に関する情報伝達を依頼する。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>
		<p>避難指示（緊急）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報が発表され、記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>・静岡県土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害警戒情報補足情報システムにおける実況雨量が、土砂災害発生危険基準線（CLライン）に到達した場合</li> <li>・土砂災害警戒区域等でがけ崩れ等の土砂災害が現に発生した場合</li> <li>・人的被害の発生する危険性が非常に高い場合</li> <li>・人的被害が発生した場合</li> <li>・土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>【警戒レベル4】避難指示（緊急）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害警戒情報補足情報システムにおける実況雨量が、土砂災害発生危険基準線（CLライン）に到達した場合</li> <li>・土砂災害が発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

浜松市防災計画 新旧対照表

42	風水害	1	(新設)	(新設)	(新設)	<p>【警戒レベル5】災害発生情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域等でがけ崩れ等の土砂災害が現に発生した場合</li> <li>・土砂災害が発生した場合であり、市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>※市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットとメール等により該地域に災害発生情報の発令を行う。</li> <li>・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>	
			<p>第20節 ライフライン事業の復旧に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>ライフライン事業者は、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成する。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努める。</u></li> <li>○ <u>下水道事業管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の準備等に努める。</u></li> </ul>	<p>第20節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>・緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、浜松石油業協同組合等と締結した「災害応急対策に必要な燃料の供給に関する協定書」等に基づき、<u>市有車両、市有施設等で使用する燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>重要施設の管理者</td> <td>・市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、<u>安全な位置に自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>ライフライン事業者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成する。</li> <li>・<u>ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努める。</u></li> <li>・<u>被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。</u></li> <li>・下水道事業管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後にお</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体				内 容
実施主体	内 容								
市	・緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、浜松石油業協同組合等と締結した「災害応急対策に必要な燃料の供給に関する協定書」等に基づき、 <u>市有車両、市有施設等で使用する燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</u>								
重要施設の管理者	・市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、 <u>安全な位置に自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</u>								
ライフライン事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成する。</li> <li>・<u>ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努める。</u></li> <li>・<u>被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。</u></li> <li>・下水道事業管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後にお</li> </ul>								



浜松市防災計画 新旧対照表

42	風水害	1	(新設)	<p>ける下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の準備等に努める。</p> <p>第21節 被災者生活再建支援に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="1236 347 2105 836"> <thead> <tr> <th data-bbox="1236 347 1379 399">区分</th> <th data-bbox="1379 347 2105 399">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1236 399 1379 737">実施体制の整備</td> <td data-bbox="1379 399 2105 737"> <p>・市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>①住家被害の調査及びり災証明書交付の訓練</p> <p>②応援協定の締結</p> <p>③応援の受け入れ体制の構築</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1236 737 1379 836">システムの活用</td> <td data-bbox="1379 737 2105 836"> <p>・市は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	実施体制の整備	<p>・市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>①住家被害の調査及びり災証明書交付の訓練</p> <p>②応援協定の締結</p> <p>③応援の受け入れ体制の構築</p>	システムの活用	<p>・市は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</p>
区分	内 容									
実施体制の整備	<p>・市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>①住家被害の調査及びり災証明書交付の訓練</p> <p>②応援協定の締結</p> <p>③応援の受け入れ体制の構築</p>									
システムの活用	<p>・市は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</p>									
42	風水害	1	第21節 複合災害対策及び連続災害対策	第22節 複合災害対策及び連続災害対策						
51	風水害	2	<p>第5節 災害広報計画</p> <p>(略)</p> <p>1 情報収集及び広報</p> <p>(略)</p> <p>○ 災害対策上必要な事項を市民に対して周知する場合は、災害時における放送協定を締結している機関及びその他の報道機関を活用するなど、あらゆる手段により行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 災害広報計画</p> <p>(略)</p> <p>1 情報収集及び広報</p> <p>(略)</p> <p>○ 災害対策上必要な事項を市民に対して周知する場合は、災害時における放送協定を締結している機関及びその他の報道機関を活用するなど、あらゆる手段により行う。<u>なお、停電時には携帯電話が使えない可能性がある等、状況に留意して実施することとする。</u></p> <p>(略)</p>						

浜松市防災計画 新旧対照表

52	風水害	2	(略)	(略)	(略)	(略)									
			インターネット	浜松市ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、浜松市公式ツイッター、浜松市公式LINE@、ヤフーブログ	インターネット	浜松市ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、浜松市公式ツイッター、浜松市公式LINE									
58	風水害	2	(略)	(略)	(略)	(略)									
			第6節 避難救出計画	<p>(略)</p> <p>10 広域避難・広域一時滞在</p> <p>(略)</p> <p>○ 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子力災害に係る広域避難については、県が定めた「浜岡地域原子力災害広域避難計画」に基づき、行うものとする。</p> <p>(略)</p>	第6節 避難救出計画	<p>(略)</p> <p>10 広域避難・広域一時滞在</p> <p>(略)</p> <p>○ 中部電力パワーグリッド株式会社浜岡原子力発電所の原子力災害に係る広域避難については、県が定めた「浜岡地域原子力災害広域避難計画」に基づき、行うものとする。</p> <p>(略)</p>									
	風水害	2	第8節 食料供給計画	(略)	第8節 食料供給計画	(略)									
			1 法の基準	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>1,140円以内/人・日</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	費用	1,140円以内/人・日	(略)	(略)	1 法の基準	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>1,160円以内/人・日</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	費用
(略)	(略)														
費用	1,140円以内/人・日														
(略)	(略)														
(略)	(略)														
費用	1,160円以内/人・日														
(略)	(略)														

浜松市防災計画 新旧対照表

59	風水害	2	第9節 被服、寝具その他生活必需品の供給計画	第9節 被服、寝具その他生活必需品の供給計画																								
			(略)	(略)																								
			1 法の基準	1 法の基準																								
			<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>(全壊4人世帯の場合) 夏季 42,000円以内      冬季 64,500円以内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	費用	(全壊4人世帯の場合) 夏季 42,000円以内      冬季 64,500円以内	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>(全壊4人世帯の場合) 夏季 42,800円以内      冬季 65,700円以内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	費用	(全壊4人世帯の場合) 夏季 42,800円以内      冬季 65,700円以内	(略)	(略)												
(略)	(略)																											
費用	(全壊4人世帯の場合) 夏季 42,000円以内      冬季 64,500円以内																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											
費用	(全壊4人世帯の場合) 夏季 42,800円以内      冬季 65,700円以内																											
(略)	(略)																											
60	風水害	2	第10節 給水計画	第10節 給水計画																								
			(略)	(略)																								
			2 実施方法 (平成30年3月31日現在)	2 実施方法 (平成31年4月1日現在)																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>事業数</th> <th>給水人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市上水道</td> <td>1</td> <td>774,896人</td> </tr> <tr> <td>飲料水供給施設</td> <td>156</td> <td>3,301人</td> </tr> <tr> <td>専用水道</td> <td>68</td> <td>12,991人</td> </tr> </tbody> </table>	種別	事業数	給水人口	市上水道	1	774,896人	飲料水供給施設	156	3,301人	専用水道	68	12,991人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>事業数</th> <th>給水人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市上水道</td> <td>1</td> <td>773,718人</td> </tr> <tr> <td>飲料水供給施設</td> <td>145</td> <td>3,144人</td> </tr> <tr> <td>専用水道</td> <td>68</td> <td>11,109人</td> </tr> </tbody> </table>	種別	事業数	給水人口	市上水道	1	773,718人	飲料水供給施設	145	3,144人	専用水道	68	11,109人
種別	事業数	給水人口																										
市上水道	1	774,896人																										
飲料水供給施設	156	3,301人																										
専用水道	68	12,991人																										
種別	事業数	給水人口																										
市上水道	1	773,718人																										
飲料水供給施設	145	3,144人																										
専用水道	68	11,109人																										
61	風水害	2	第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画																								
			(略)	(略)																								
			1 法の基準 (平成30年6月12日現在)	1 法の基準 (令和元年10月1日現在)																								
			<table border="1"> <tr> <td>応急仮設</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅の供与</td> <td>費用</td> <td>5,610千円以内</td> </tr> </table>	応急仮設	(略)	(略)	住宅の供与	費用	5,610千円以内	<table border="1"> <tr> <td>応急仮設</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅の供与</td> <td>費用</td> <td>5,714千円以内</td> </tr> </table>	応急仮設	(略)	(略)	住宅の供与	費用	5,714千円以内												
応急仮設	(略)	(略)																										
住宅の供与	費用	5,610千円以内																										
応急仮設	(略)	(略)																										
住宅の供与	費用	5,714千円以内																										

浜松市防災計画 新旧対照表

65	風水害	2	<table border="1"> <tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="3">住宅の 応急修理</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>費用</td><td>居室、炊事場等日常生活に必要な部分。<u>584</u> 千円／世帯</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="3">障害物の 除去</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>費用</td><td><u>135,400</u> 円／世帯</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>		(略)	(略)	住宅の 応急修理	(略)	(略)	費用	居室、炊事場等日常生活に必要な部分。 <u>584</u> 千円／世帯	(略)	(略)	障害物の 除去	(略)	(略)	費用	<u>135,400</u> 円／世帯	(略)	(略)	<table border="1"> <tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="3">住宅の 応急修理</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>費用</td><td>居室、炊事場等日常生活に必要な部分。<u>595</u> 千円／世帯</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="3">障害物の 除去</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>費用</td><td><u>137,900</u> 円／世帯</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>		(略)	(略)	住宅の 応急修理	(略)	(略)	費用	居室、炊事場等日常生活に必要な部分。 <u>595</u> 千円／世帯	(略)	(略)	障害物の 除去	(略)	(略)	費用	<u>137,900</u> 円／世帯	(略)	(略)		
				(略)	(略)																																			
住宅の 応急修理	(略)	(略)																																						
	費用	居室、炊事場等日常生活に必要な部分。 <u>584</u> 千円／世帯																																						
	(略)	(略)																																						
障害物の 除去	(略)	(略)																																						
	費用	<u>135,400</u> 円／世帯																																						
	(略)	(略)																																						
	(略)	(略)																																						
住宅の 応急修理	(略)	(略)																																						
	費用	居室、炊事場等日常生活に必要な部分。 <u>595</u> 千円／世帯																																						
	(略)	(略)																																						
障害物の 除去	(略)	(略)																																						
	費用	<u>137,900</u> 円／世帯																																						
	(略)	(略)																																						
			(略)	(略)																																				
			第14節 遺体の搜索及び措置・火葬計画	第14節 遺体の搜索及び措置・火葬計画																																				
			(略)	(略)																																				
			1 法の基準	1 法の基準																																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象</th> <th>費用</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">埋葬</td> <td rowspan="2">災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬する者</td> <td>大人 <u>211,300</u>円以内</td> <td rowspan="2">災害発生から10日以内</td> </tr> <tr> <td>子供 <u>168,900</u>円以内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遺体の措置</td> <td rowspan="2">災害の際死亡した者について、遺体安置所・検視所等において遺体を措置する(埋葬を除く)。</td> <td>洗浄、消毒 <u>3,400</u>円以内</td> <td rowspan="2">同上</td> </tr> <tr> <td>一時保存 既存建物借上 実費 上記以外 <u>5,300</u>円以内</td> </tr> </tbody> </table>		対象	費用	期間	埋葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬する者	大人 <u>211,300</u> 円以内	災害発生から10日以内	子供 <u>168,900</u> 円以内	(略)	(略)	(略)	(略)	遺体の措置	災害の際死亡した者について、遺体安置所・検視所等において遺体を措置する(埋葬を除く)。	洗浄、消毒 <u>3,400</u> 円以内	同上	一時保存 既存建物借上 実費 上記以外 <u>5,300</u> 円以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象</th> <th>費用</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">埋葬</td> <td rowspan="2">災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬する者</td> <td>大人 <u>215,200</u>円以内</td> <td rowspan="2">災害発生から10日以内</td> </tr> <tr> <td>子供 <u>172,000</u>円以内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遺体の措置</td> <td rowspan="2">災害の際死亡した者について、遺体安置所・検視所等において遺体を措置する(埋葬を除く)。</td> <td>洗浄、消毒 <u>3,500</u>円以内</td> <td rowspan="2">同上</td> </tr> <tr> <td>一時保存 既存建物借上 実費 上記以外 <u>5,400</u>円以内</td> </tr> </tbody> </table>		対象	費用	期間	埋葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬する者	大人 <u>215,200</u> 円以内	災害発生から10日以内	子供 <u>172,000</u> 円以内	(略)	(略)	(略)	(略)	遺体の措置	災害の際死亡した者について、遺体安置所・検視所等において遺体を措置する(埋葬を除く)。	洗浄、消毒 <u>3,500</u> 円以内	同上	一時保存 既存建物借上 実費 上記以外 <u>5,400</u> 円以内
	対象	費用	期間																																					
埋葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬する者	大人 <u>211,300</u> 円以内	災害発生から10日以内																																					
		子供 <u>168,900</u> 円以内																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																					
遺体の措置	災害の際死亡した者について、遺体安置所・検視所等において遺体を措置する(埋葬を除く)。	洗浄、消毒 <u>3,400</u> 円以内	同上																																					
		一時保存 既存建物借上 実費 上記以外 <u>5,300</u> 円以内																																						
	対象	費用	期間																																					
埋葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬する者	大人 <u>215,200</u> 円以内	災害発生から10日以内																																					
		子供 <u>172,000</u> 円以内																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																					
遺体の措置	災害の際死亡した者について、遺体安置所・検視所等において遺体を措置する(埋葬を除く)。	洗浄、消毒 <u>3,500</u> 円以内	同上																																					
		一時保存 既存建物借上 実費 上記以外 <u>5,400</u> 円以内																																						
			(略)	(略)																																				
67	風水害	2	第16節 廃棄物処理計画	第16節 廃棄物処理計画																																				
			(略)	(略)																																				

浜松市防災計画 新旧対照表

68	風水害	2	<p>5 非常災害時における特例</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例措置</td> <td>政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において、地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、<u>廃棄物処理法</u>第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において、地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、 <u>廃棄物処理法</u> 第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。	(略)	(略)	<p>5 非常災害時における特例</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例措置</td> <td>政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において、地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u>第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において、地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、 <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u> 第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。	(略)	(略)
		区分	内 容													
特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において、地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、 <u>廃棄物処理法</u> 第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。															
(略)	(略)															
区分	内 容															
特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において、地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、 <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u> 第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。															
(略)	(略)															
71	風水害	2	<p>第17節 障害物除去計画</p> <p>(略)</p> <p>1 法の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>費 用</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ、生活に支障をきたしており、自力で除去できない者</td> <td>135,100円/世帯</td> <td>災害発生日から10日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	対 象	費 用	期 間	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ、生活に支障をきたしており、自力で除去できない者	135,100円/世帯	災害発生日から10日以内	<p>第17節 障害物除去計画</p> <p>(略)</p> <p>1 法の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>費 用</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ、生活に支障をきたしており、自力で除去できない者</td> <td>137,900円/世帯</td> <td>災害発生日から10日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	対 象	費 用	期 間	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ、生活に支障をきたしており、自力で除去できない者	137,900円/世帯	災害発生日から10日以内
対 象	費 用	期 間														
居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ、生活に支障をきたしており、自力で除去できない者	135,100円/世帯	災害発生日から10日以内														
対 象	費 用	期 間														
居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ、生活に支障をきたしており、自力で除去できない者	137,900円/世帯	災害発生日から10日以内														
		2	<p>第19節 文教対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 法の基準</p>	<p>第19節 文教対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 法の基準</p>												

浜松市防災計画 新旧対照表

76	風水害	2	<table border="1"> <tr> <th>対 象</th> <th>費 用</th> <th>期 間</th> </tr> <tr> <td>住家の全壊等により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学生、中学生、高校生</td> <td>教材実費 文房具、通学用品は 小学生 4,400 円以内 中学生 4,700 円以内 高校生 5,100 円以内</td> <td>災害発生日から 教科書 1 か月以内 文房具、通学用品 1 5 日以内</td> </tr> </table>	対 象	費 用	期 間	住家の全壊等により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学生、中学生、高校生	教材実費 文房具、通学用品は 小学生 4,400 円以内 中学生 4,700 円以内 高校生 5,100 円以内	災害発生日から 教科書 1 か月以内 文房具、通学用品 1 5 日以内	<table border="1"> <tr> <th>対 象</th> <th>費 用</th> <th>期 間</th> </tr> <tr> <td>住家の全壊等により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学生、中学生、高校生</td> <td>教材実費 文房具、通学用品は 小学生 4,500 円以内 中学生 4,800 円以内 高校生 5,200 円以内</td> <td>災害発生日から 教科書 1 か月以内 文房具、通学用品 1 5 日以内</td> </tr> </table>	対 象	費 用	期 間	住家の全壊等により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学生、中学生、高校生	教材実費 文房具、通学用品は 小学生 4,500 円以内 中学生 4,800 円以内 高校生 5,200 円以内	災害発生日から 教科書 1 か月以内 文房具、通学用品 1 5 日以内													
			対 象	費 用	期 間																								
住家の全壊等により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学生、中学生、高校生	教材実費 文房具、通学用品は 小学生 4,400 円以内 中学生 4,700 円以内 高校生 5,100 円以内	災害発生日から 教科書 1 か月以内 文房具、通学用品 1 5 日以内																											
対 象	費 用	期 間																											
住家の全壊等により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学生、中学生、高校生	教材実費 文房具、通学用品は 小学生 4,500 円以内 中学生 4,800 円以内 高校生 5,200 円以内	災害発生日から 教科書 1 か月以内 文房具、通学用品 1 5 日以内																											
<p>(略)</p> <p>3 文化財の応急対策</p> <p>○ 文化財の所有者又は管理者は、各文化財の状態に応じ、災害に対処して措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>第 23 節 消防計画</p> <p>(略)</p> <p>3 消防相互応援協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th> <th>協定先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>浜松市・湖西市消防相互応援協定</td> <td>湖西市</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東名高速道路における消防相互応援協定</td> <td>愛知県新城市、愛知県豊橋市、愛知県豊川市</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	協定名	協定先	(略)	(略)	浜松市・湖西市消防相互応援協定	湖西市	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	(略)	(略)	東名高速道路における消防相互応援協定	愛知県新城市、愛知県豊橋市、愛知県豊川市	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<p>(略)</p> <p>3 文化財の応急対策</p> <p>○ 文化財の所有者又は管理者は、各文化財の状態に応じ、災害に対処して措置を講じる。<u>指定文化財が被災した場合は、市または県に報告する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 23 節 消防計画</p> <p>(略)</p> <p>3 消防相互応援協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th> <th>協定先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>浜松市・湖西市消防相互応援協定</td> <td>湖西市</td> </tr> <tr> <td>静岡市・浜松市の消防管轄隣接区域における相互応援に関する協定書</td> <td>静岡市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東名高速道路における消防相互応援協定</td> <td>愛知県新城市、愛知県豊橋市、愛知県豊川市</td> </tr> <tr> <td><u>新東名高速道路における消防相互応援協定</u></td> <td><u>愛知県新城市</u></td> </tr> </tbody> </table>	協定名	協定先	(略)	(略)	浜松市・湖西市消防相互応援協定	湖西市	静岡市・浜松市の消防管轄隣接区域における相互応援に関する協定書	静岡市	(略)	(略)	東名高速道路における消防相互応援協定	愛知県新城市、愛知県豊橋市、愛知県豊川市	<u>新東名高速道路における消防相互応援協定</u>	<u>愛知県新城市</u>
協定名	協定先																												
(略)	(略)																												
浜松市・湖西市消防相互応援協定	湖西市																												
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																												
(略)	(略)																												
東名高速道路における消防相互応援協定	愛知県新城市、愛知県豊橋市、愛知県豊川市																												
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																												
協定名	協定先																												
(略)	(略)																												
浜松市・湖西市消防相互応援協定	湖西市																												
静岡市・浜松市の消防管轄隣接区域における相互応援に関する協定書	静岡市																												
(略)	(略)																												
東名高速道路における消防相互応援協定	愛知県新城市、愛知県豊橋市、愛知県豊川市																												
<u>新東名高速道路における消防相互応援協定</u>	<u>愛知県新城市</u>																												

浜松市防災計画 新旧対照表

98	地震	1	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)
			○ 大規模災害消防応援体制 地震、台風等の災害の状況に応じ（その詳細な状況の把握が困難な場合を含む）、必要があると市長が認めるときは、 <u>全国の消防機関による緊急消防援助隊の応援を要請する。</u>		○ 大規模災害消防応援体制 地震、台風等の災害の状況に応じ（その詳細な状況の把握が困難な場合を含む）、必要があると市長が認めるときは、 <u>消防組織法第 45 条に規定する緊急消防援助隊の応援を要請する。</u>	
			4 消防相互応援協定以外の協定等		4 消防相互応援協定以外の協定等	
			協定名	協定先	協定名	協定先
			(略)	(略)	(略)	(略)
			ガス事故防止対策に関する協定	(略) 中部ガス株式会社浜松支社 (略) 中部電力株式会社浜松営業所 中部電力株式会社浜北営業所	ガス事故防止対策に関する協定	(略) サーラエナジー株式会社浜松支社 (略) 中部電力パワーグリッド株式会社浜松営業所 中部電力パワーグリッド株式会社浜北営業所
			(略)	(略)	(略)	(略)
			第 2 節 市、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱		第 2 節 市、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	
			(略)	(略)	(略)	(略)
2 県		2 県				
(略)	(略)	(略)	(略)			
県警察	(略)	県警察	(略)			

浜松市防災計画 新旧対照表

	<p>③ 危険区域への立入の規制及び警備</p> <p>④ 行方不明者の捜索及び検視</p> <p>(略)</p>		<p>③ 危険区域への立入の規制</p> <p>④ 行方不明者等の捜索及び遺体の検視</p> <p>(略)</p>	
	3 指定地方行政機関		3 指定地方行政機関	
	<p>総務省東海総合通信局</p> <p>(略)</p> <p>② 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の運用の監理</p> <p>③ 災害地域における電気通信施設の被害状況調査</p> <p>④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</p> <p>(略)</p>		<p>総務省東海総合通信局</p> <p>(略)</p> <p>② 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の運用の監理</p> <p>③ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査</p> <p>④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</p> <p>(略)</p>	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	<p>厚生労働省静岡労働局</p> <p>① 事業場に対する地震防災対策の周知指導</p> <p>(略)</p>		<p>厚生労働省静岡労働局</p> <p>① 事業場に対する地震による労働災害防止対策の周知指導</p> <p>(略)</p>	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	<p>国土交通省中部地方整備局</p> <p>(略)</p> <p>② 初動対応</p> <p>・ 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、静岡県西部地域道路啓開検討会のくしの歯作戦に基づいて道路啓開を実施する。</p>		<p>国土交通省中部地方整備局</p> <p>(略)</p> <p>② 初動対応</p> <p>・ 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、静岡県西部地域道路啓開検討会のくしの歯作戦に基づい</p>	



浜松市防災計画 新旧対照表

109	地震	2	<p>③ 応急・復旧</p> <p>(略)</p> <p>・要請に基づき中部地方整備局・近畿地方整備局等が保有している防災ヘリ・各災害対策用建設機械等を被災地域支援のために出動</p>	<p>て道路啓開を実施する。</p> <p>③ 応急・復旧</p> <p>(略)</p> <p>・要請に基づき中部地方整備局や他の地方整備局等が保有している防災ヘリ・各災害対策用建設機械等を被災地域支援のために出動</p>
			(略)	(略)
			(略)	(略)
			4 指定公共機関	4 指定公共機関
			(略)	(略)
			中部電力株式会社	中部電力パワ ーグリッド株 式会社
			(略)	(略)
			5 指定地方公共機関	5 指定地方公共機関
			(略)	(略)
			中部ガス(株)	サーラエナジ ー(株)
(略)	(略)			
(略)	(略)			
第1節 防災思想の普及	第1節 防災思想の普及			
(略)	(略)			
2 市民に対する防災思想の普及	2 市民に対する防災思想の普及			
(略)	(略)			

浜松市防災計画 新旧対照表

	<p>○ 自主防災組織の積極的な活用を図るとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。</p> <table border="1" data-bbox="295 247 1155 590"> <tr> <td data-bbox="295 247 465 539">一般的な啓発</td> <td data-bbox="465 247 1155 539"> <p>(略)</p> <p>② 手段・方法</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>防災展示ホール</u>(消防局)を活用して、防災の知識と技術の一層の理解を深め、市民一人ひとりが自ら守るという意識の定着化と行動力を養う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 539 465 590">(略)</td> <td data-bbox="465 539 1155 590">(略)</td> </tr> </table> <p>3 園児、児童及び生徒に対する教育</p> <p>(略)</p> <p>○ 学校等は、生徒等に対して、自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、浜松市版防災ノート等を活用し、各教科をはじめ、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校等の防災訓練の充実や浜松市防災学習センターでの体験学習を活用する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>4 防災関係機関</p> <p>○ 東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、西日本電信電話(株)、中日本高速道路(株)、中部電力(株)、<u>中部ガス</u>(株)等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。</p>	一般的な啓発	<p>(略)</p> <p>② 手段・方法</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>防災展示ホール</u>(消防局)を活用して、防災の知識と技術の一層の理解を深め、市民一人ひとりが自ら守るという意識の定着化と行動力を養う。</li> </ul>	(略)	(略)	<p>○ 自主防災組織の積極的な活用を図るとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1236 247 2096 590"> <tr> <td data-bbox="1236 247 1406 539">一般的な啓発</td> <td data-bbox="1406 247 2096 539"> <p>(略)</p> <p>② 手段・方法</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>消防体験センター</u>(消防局1階)を活用して、防災の知識と技術の一層の理解を深め、市民一人ひとりが自ら守るという意識の定着化と行動力を養う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1236 539 1406 590">(略)</td> <td data-bbox="1406 539 2096 590">(略)</td> </tr> </table> <p>3 園児、児童及び生徒に対する教育</p> <p>(略)</p> <p>○ 学校等は、生徒等に対して、自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、浜松市版防災ノート等を活用し、各教科をはじめ、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校等の防災訓練の充実や浜松市防災学習センター、<u>消防体験センター</u>での体験学習を活用する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>4 防災関係機関</p> <p>○ 東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、西日本電信電話(株)、中日本高速道路(株)、中部電力パワーグリッド(株)、<u>サーラエナジー</u>(株)等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。</p>	一般的な啓発	<p>(略)</p> <p>② 手段・方法</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>消防体験センター</u>(消防局1階)を活用して、防災の知識と技術の一層の理解を深め、市民一人ひとりが自ら守るという意識の定着化と行動力を養う。</li> </ul>	(略)	(略)
一般的な啓発	<p>(略)</p> <p>② 手段・方法</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>防災展示ホール</u>(消防局)を活用して、防災の知識と技術の一層の理解を深め、市民一人ひとりが自ら守るという意識の定着化と行動力を養う。</li> </ul>									
(略)	(略)									
一般的な啓発	<p>(略)</p> <p>② 手段・方法</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>消防体験センター</u>(消防局1階)を活用して、防災の知識と技術の一層の理解を深め、市民一人ひとりが自ら守るという意識の定着化と行動力を養う。</li> </ul>									
(略)	(略)									

浜松市防災計画 新旧対照表

119	地震	<p>2 第5節 地震災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>4 建築物等の耐震対策</p> <p>○ 市、事業者、建築主等が一体となって、建築物等の耐震化を図る。</p> <table border="1" data-bbox="295 344 1155 1024"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市が実施すべき事項</td> <td> <p>(略)</p> <p>《その他の安全対策の促進》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロック塀等撤去改善事業を実施するほか、道路沿いのブロック塀等の耐震化の啓発指導等を実施</li> </ul> <p>(略)</p> <p>《耐震性の公表》</p> <p>耐震診断及び耐震補強の結果に基づき耐震性能を公表</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>5 被災建築物等に対する安全対策</p> <p>○ 市は静岡県地震対策推進条例に基づき、地震被災建築物の応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、<u>震災を受けた建築物の被災度区分判定復旧技術が積極的に活用されるよう住民に対する啓発を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>12 生活の確保</p> <p>○ 警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震が発生した場合の生活を確保するため、平常</p>	(略)	(略)	市が実施すべき事項	<p>(略)</p> <p>《その他の安全対策の促進》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロック塀等撤去改善事業を実施するほか、道路沿いのブロック塀等の耐震化の啓発指導等を実施</li> </ul> <p>(略)</p> <p>《耐震性の公表》</p> <p>耐震診断及び耐震補強の結果に基づき耐震性能を公表</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	<p>第5節 地震災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>4 建築物等の耐震対策</p> <p>○ 市、事業者、建築主等が一体となって、建築物等の耐震化を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1236 344 2096 1024"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市が実施すべき事項</td> <td> <p>(略)</p> <p>《その他の安全対策の促進》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロック塀等撤去改善事業を実施するほか、道路沿いのブロック塀等の所有者へ耐震化や危険なブロック塀等を把握するための点検の実施の啓発指導等を実施</li> </ul> <p>(略)</p> <p>《耐震性の公表》</p> <p>耐震診断及び耐震補強の結果に基づき耐震性能を公表</p> <p>《ブロック塀の安全対策》</p> <p><u>市有施設の既存のブロック塀等について、建築基準法第12条に基づき定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。</u></p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>5 被災建築物等に対する安全対策</p> <p>○ 市は静岡県地震対策推進条例に基づき、地震被災建築物の応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。</p> <p>(略)</p> <p>12 生活の確保</p> <p>○ 警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震が発生した場合の生活を確保するため、平常</p>	(略)	(略)	市が実施すべき事項	<p>(略)</p> <p>《その他の安全対策の促進》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロック塀等撤去改善事業を実施するほか、道路沿いのブロック塀等の所有者へ耐震化や危険なブロック塀等を把握するための点検の実施の啓発指導等を実施</li> </ul> <p>(略)</p> <p>《耐震性の公表》</p> <p>耐震診断及び耐震補強の結果に基づき耐震性能を公表</p> <p>《ブロック塀の安全対策》</p> <p><u>市有施設の既存のブロック塀等について、建築基準法第12条に基づき定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。</u></p> <p>(略)</p>	(略)	(略)
(略)	(略)														
市が実施すべき事項	<p>(略)</p> <p>《その他の安全対策の促進》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロック塀等撤去改善事業を実施するほか、道路沿いのブロック塀等の耐震化の啓発指導等を実施</li> </ul> <p>(略)</p> <p>《耐震性の公表》</p> <p>耐震診断及び耐震補強の結果に基づき耐震性能を公表</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>														
(略)	(略)														
(略)	(略)														
市が実施すべき事項	<p>(略)</p> <p>《その他の安全対策の促進》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロック塀等撤去改善事業を実施するほか、道路沿いのブロック塀等の所有者へ耐震化や危険なブロック塀等を把握するための点検の実施の啓発指導等を実施</li> </ul> <p>(略)</p> <p>《耐震性の公表》</p> <p>耐震診断及び耐震補強の結果に基づき耐震性能を公表</p> <p>《ブロック塀の安全対策》</p> <p><u>市有施設の既存のブロック塀等について、建築基準法第12条に基づき定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。</u></p> <p>(略)</p>														
(略)	(略)														

浜松市防災計画 新旧対照表

時から次の対策を進める。		時から次の対策を進める。	
(略)	(略)	(略)	(略)
飲料水の確保	<p>①市が実施すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>井戸の整備や耐震性貯水槽(飲料水兼用型)を設置し、<u>非常時の水源の確保を図る。</u></li> <li>給水タンク、浄水機等の非常用給水資機材を整備する。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>水道工事業者、一般社団法人静岡県トラック協会西部支部等との協力体制を確立する。</u></li> </ul> <p>(略)</p>	飲料水の確保	<p>①市が実施すべき事項</p> <p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給水タンク、浄水機等の非常用給水資機材を整備する<u>とともに、耐震性貯水槽(飲料水兼用型)を設置する。</u></li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(社)日本水道協会、19 大都市水道局、浜松市水道組合連合会、一般社団法人静岡県トラック協会西部支部等との協力体制を確立する。</u></li> </ul> <p>(略)</p>
燃料の確保	<p>① 市が実施すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、浜松石油業協同組合等と締結した「<u>災害応急対策に必要な燃料の供給に関する協定書</u>」等に基づき、市有車両、市有施設等で使用する燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</li> </ul>	燃料の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が実施すべき事項については、<u>風水害等対策編第1章第20 節重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画に準じる。</u></li> </ul>
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
15 文化財等の耐震対策	<p>○ 文化財建築物、文化財所蔵施設の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講じる。</p> <p><u>(新設)</u></p>	15 文化財等の耐震対策	<p>○ 文化財建築物、記念物のうち不動産にあたる文化財、文化財所蔵施設の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講じる。</p> <p>○ <u>有形文化財のうち彫刻や工芸品の所有者等は、転倒防止など安全性の確保に努めるために必要な対策を講じる。</u></p>
(略)	(略)	(略)	(略)

浜松市防災計画 新旧対照表

132	地震	<p>2 第7節 津波災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>2 津波に関する知識の啓発</p> <table border="1" data-bbox="293 296 1155 590"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>・ 東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、西日本電信電話(株)、中日本高速道路(株)、中部電力(株)、<u>中部ガス</u>(株)等の防災関係機関は、それぞれの業務に伴う津波防災対策、津波災害時の応急対策を進めるとともに、利用者が対応する事項等について広報を行う。</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	防災関係機関	・ 東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、西日本電信電話(株)、中日本高速道路(株)、中部電力(株)、 <u>中部ガス</u> (株)等の防災関係機関は、それぞれの業務に伴う津波防災対策、津波災害時の応急対策を進めるとともに、利用者が対応する事項等について広報を行う。	<p>第7節 津波災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>2 津波に関する知識の啓発</p> <table border="1" data-bbox="1234 296 2096 590"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>・ 東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、西日本電信電話(株)、中日本高速道路(株)、中部電力<u>パワーグリッド</u>(株)、<u>サーラエナジ</u><u>二</u>(株)等の防災関係機関は、それぞれの業務に伴う津波防災対策、津波災害時の応急対策を進めるとともに、利用者が対応する事項等について広報を行う。</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	防災関係機関	・ 東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、西日本電信電話(株)、中日本高速道路(株)、中部電力 <u>パワーグリッド</u> (株)、 <u>サーラエナジ</u> <u>二</u> (株)等の防災関係機関は、それぞれの業務に伴う津波防災対策、津波災害時の応急対策を進めるとともに、利用者が対応する事項等について広報を行う。																														
(略)	(略)																																								
防災関係機関	・ 東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、西日本電信電話(株)、中日本高速道路(株)、中部電力(株)、 <u>中部ガス</u> (株)等の防災関係機関は、それぞれの業務に伴う津波防災対策、津波災害時の応急対策を進めるとともに、利用者が対応する事項等について広報を行う。																																								
(略)	(略)																																								
防災関係機関	・ 東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、西日本電信電話(株)、中日本高速道路(株)、中部電力 <u>パワーグリッド</u> (株)、 <u>サーラエナジ</u> <u>二</u> (株)等の防災関係機関は、それぞれの業務に伴う津波防災対策、津波災害時の応急対策を進めるとともに、利用者が対応する事項等について広報を行う。																																								
143	地震	<p>3 第3節 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>(略)</p> <p>○ 平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画に続き、現在は、平成28年度から<u>平成32年度</u>までの第5次五箇年計画を実施中である。</p> <table border="1" data-bbox="293 975 1155 1319"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区名</th> <th>事業名</th> <th>事業の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電線共同溝の整備</td> <td>中区</td> <td>電線共同溝(市街地再開発)整備事業</td> <td>元浜米津線(松菱通りB-3ブロック)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区名	事業名	事業の概要	(略)	(略)	(略)	(略)	電線共同溝の整備	中区	電線共同溝(市街地再開発)整備事業	元浜米津線(松菱通りB-3ブロック)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第3節 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>(略)</p> <p>○ 平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画に続き、現在は、平成28年度から<u>令和2年度</u>までの第5次五箇年計画を実施中である。</p> <table border="1" data-bbox="1234 975 2096 1319"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区名</th> <th>事業名</th> <th>事業の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電線共同溝の整備</td> <td>中区</td> <td>電線共同溝(市街地再開発)整備事業</td> <td>元浜米津線(松菱通りB-3ブロック)</td> </tr> <tr> <td>中区</td> <td><u>電線共同溝(土地区画整理)整備事業</u></td> <td>砂山寺島線</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区名	事業名	事業の概要	(略)	(略)	(略)	(略)	電線共同溝の整備	中区	電線共同溝(市街地再開発)整備事業	元浜米津線(松菱通りB-3ブロック)	中区	<u>電線共同溝(土地区画整理)整備事業</u>	砂山寺島線	(略)	(略)	(略)	(略)
名称	区名	事業名	事業の概要																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						
電線共同溝の整備	中区	電線共同溝(市街地再開発)整備事業	元浜米津線(松菱通りB-3ブロック)																																						
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						
名称	区名	事業名	事業の概要																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						
電線共同溝の整備	中区	電線共同溝(市街地再開発)整備事業	元浜米津線(松菱通りB-3ブロック)																																						
	中区	<u>電線共同溝(土地区画整理)整備事業</u>	砂山寺島線																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						

浜松市防災計画 新旧対照表

144	地震	<p>3 第5節 その他の地震対策事業計画</p> <p>1 水道施設等の整備</p> <table border="1" data-bbox="293 248 1155 399"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地域防災活動の推進</td> <td>・ 緊急避難場所、広域避難場所における地震防災応急活動、災害応急活動、避難生活に必要な資機材、倉庫等を整備する。</td> </tr> </table> <p>2 市有施設等の整備</p> <table border="1" data-bbox="293 494 1155 788"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>庁舎等の設備の整備</td> <td>・ 整備の水準 ロッカー・書棚の固定、3階以上の窓ガラスの強化を図るとともに、耐震診断の結果、転倒のおそれがあるブロック塀を改善する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	地域防災活動の推進	・ 緊急避難場所、広域避難場所における地震防災応急活動、災害応急活動、避難生活に必要な資機材、倉庫等を整備する。	(略)	(略)	庁舎等の設備の整備	・ 整備の水準 ロッカー・書棚の固定、3階以上の窓ガラスの強化を図るとともに、耐震診断の結果、転倒のおそれがあるブロック塀を改善する。	(略)	(略)	<p>第5節 その他の地震対策事業計画</p> <p>1 水道施設等の整備</p> <table border="1" data-bbox="1234 248 2096 399"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地域防災活動の推進</td> <td>・ 緊急避難場所における地震防災応急活動、災害応急活動、避難生活に必要な資機材、倉庫等を整備する。</td> </tr> </table> <p>2 市有施設等の整備</p> <table border="1" data-bbox="1234 494 2096 788"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>庁舎等の設備の整備</td> <td>・ 整備の水準 ロッカー・書棚の固定、飛散・落下のおそれがある窓ガラス等の改善を図るとともに、耐震診断の結果、転倒のおそれがあるブロック塀を改善する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	地域防災活動の推進	・ 緊急避難場所における地震防災応急活動、災害応急活動、避難生活に必要な資機材、倉庫等を整備する。	(略)	(略)	庁舎等の設備の整備	・ 整備の水準 ロッカー・書棚の固定、飛散・落下のおそれがある窓ガラス等の改善を図るとともに、耐震診断の結果、転倒のおそれがあるブロック塀を改善する。	(略)	(略)
(略)	(略)																						
地域防災活動の推進	・ 緊急避難場所、広域避難場所における地震防災応急活動、災害応急活動、避難生活に必要な資機材、倉庫等を整備する。																						
(略)	(略)																						
庁舎等の設備の整備	・ 整備の水準 ロッカー・書棚の固定、3階以上の窓ガラスの強化を図るとともに、耐震診断の結果、転倒のおそれがあるブロック塀を改善する。																						
(略)	(略)																						
(略)	(略)																						
地域防災活動の推進	・ 緊急避難場所における地震防災応急活動、災害応急活動、避難生活に必要な資機材、倉庫等を整備する。																						
(略)	(略)																						
庁舎等の設備の整備	・ 整備の水準 ロッカー・書棚の固定、飛散・落下のおそれがある窓ガラス等の改善を図るとともに、耐震診断の結果、転倒のおそれがあるブロック塀を改善する。																						
(略)	(略)																						
147	地震	<p>4 第4章 地震・津波警戒対策計画</p> <p>○ 東海地震注意情報の発表から警戒解除宣言が出されるまでのそれぞれの事態に対応して、市、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関が実施する応急対策について定める。</p> <p>○ 平成29年11月から気象庁は南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する暫定的な運用を開始した。当該情報が発表された時の市が実施する暫定的な防災対応については第18節に定める。</p> <p>○ なお、暫定的な運用の開始に伴い、気象庁は東海地震のみに着目した「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報」の発表は行わないこととし、中央防災会議幹事会決定において「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」をはじめとする東海地震に関する既存の計画等（東海地震応急対策活動要領等を含む。）</p>	<p>第4章 地震・津波警戒対策計画</p> <p>○ 東海地震注意情報の発表から警戒解除宣言が出されるまでのそれぞれの事態に対応して、市、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関が実施する応急対策について定める。</p> <p>○ なお、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は、南海トラフ地震に関する静岡県版ガイドライン等の内容を踏まえて対応の概要を定めるものとし、市の対応の概要は第18節に定める。市は、防災対応の概要を定めた後、引き続き防災対応の詳細を検討し、地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。</p>																				

浜松市防災計画 新旧対照表

153	地震	<p>については、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められる際に、見直すこととする。」 と決定したことから、浜松市地域防災計画についても、新たな防災対応が定められる際に、 見直すこととする。</p>					
153	地震	<p>4 第2節 情報活動 (略) 1 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の受理・伝達・周知 (略)</p> <table border="1" data-bbox="295 539 1155 975"> <tr> <td data-bbox="295 539 465 975">情報の伝達系統、伝達手段等</td> <td data-bbox="465 539 1155 975"> <p>(略) ・ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の情報は、次により周知徹底を図る。 (略) ・ 警察、中部電力(株)浜松営業所及び中部ガス(株)浜松支社へは、市警戒本部の派遣職員を通じて各機関へ伝達するとともに、防災行政無線(地域防災無線)を通じて伝える。 (略)</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>4 防災関係機関の有機的連携の確保 (略) ○ 市警戒本部は、中部電力(株)浜松営業所及び中部ガス(株)浜松支社から職員の派遣を求め、情報の交換、相互確認等にあたる。</p>	情報の伝達系統、伝達手段等	<p>(略) ・ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の情報は、次により周知徹底を図る。 (略) ・ 警察、中部電力(株)浜松営業所及び中部ガス(株)浜松支社へは、市警戒本部の派遣職員を通じて各機関へ伝達するとともに、防災行政無線(地域防災無線)を通じて伝える。 (略)</p>	<p>第2節 情報活動 (略) 1 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の受理・伝達・周知 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1238 539 2098 975"> <tr> <td data-bbox="1238 539 1408 975">情報の伝達系統、伝達手段等</td> <td data-bbox="1408 539 2098 975"> <p>(略) ・ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の情報は、次により周知徹底を図る。 (略) ・ 警察、中部電力パワーグリッド(株)浜松営業所及びソーラエナジー(株)浜松支社へは、市警戒本部の派遣職員を通じて各機関へ伝達するとともに、防災行政無線(地域防災無線)を通じて伝える。 (略)</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>4 防災関係機関の有機的連携の確保 (略) ○ 市警戒本部は、中部電力パワーグリッド(株)浜松営業所及びソーラエナジー(株)浜松支社から職員の派遣を求め、情報の交換、相互確認等にあたる。</p>	情報の伝達系統、伝達手段等	<p>(略) ・ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の情報は、次により周知徹底を図る。 (略) ・ 警察、中部電力パワーグリッド(株)浜松営業所及びソーラエナジー(株)浜松支社へは、市警戒本部の派遣職員を通じて各機関へ伝達するとともに、防災行政無線(地域防災無線)を通じて伝える。 (略)</p>
情報の伝達系統、伝達手段等	<p>(略) ・ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の情報は、次により周知徹底を図る。 (略) ・ 警察、中部電力(株)浜松営業所及び中部ガス(株)浜松支社へは、市警戒本部の派遣職員を通じて各機関へ伝達するとともに、防災行政無線(地域防災無線)を通じて伝える。 (略)</p>						
情報の伝達系統、伝達手段等	<p>(略) ・ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の情報は、次により周知徹底を図る。 (略) ・ 警察、中部電力パワーグリッド(株)浜松営業所及びソーラエナジー(株)浜松支社へは、市警戒本部の派遣職員を通じて各機関へ伝達するとともに、防災行政無線(地域防災無線)を通じて伝える。 (略)</p>						
155	地震	<p>4 第3節 広報活動 (略) 2 広報実施方法</p>	<p>第3節 広報活動 (略) 2 広報実施方法</p>				

浜松市防災計画 新旧対照表

168	地震	4	(略)	(略)	(略)	(略)
			広報機関等の活用	(略) ⑥ インターネット 浜松市公式ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、浜松市公式ツイッター、浜松市公式LINE@、ヤフーブログで随時、最新情報を公開する。	広報機関等の活用	(略) ⑥ インターネット 浜松市公式ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、浜松市公式ツイッター、浜松市公式LINEで随時、最新情報を公開する。
			(略)	(略)	(略)	(略)
			第10節 地域への救援活動	(略)	第10節 地域への救援活動	(略)
			2 飲料水等の確保	(略)	2 飲料水等の確保	(略)
			市が実施すべき事項	(略) ・ 応急復旧に備えて、水道工事応援業者に協力要請をするとともに、応援人員、必要資機材等の確認、確保を行う。	市が実施すべき事項	(略) ・ 応急復旧に備えて、浜松市水道組合連合会に協力要請をするとともに、応援人員、必要資機材等の確認、確保を行う。
			(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)
			4 防疫等保健衛生活動の準備	(略)	4 防疫等保健衛生活動の準備	(略)
			市が実施すべき事項	(略) ④ 衛生本部班の出動準備を行うとともに、消毒資機材の点検を実施する。	市が実施すべき事項	(略) ④ 生活衛生班の出動準備を行うとともに、消毒資機材の点検を実施する。
(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)			



浜松市防災計画 新旧対照表

171	地震	<p>4 第11節 市有施設・設備等の防災措置</p> <p>(略)</p> <p>2 公共施設等</p> <p>《東海地震注意情報発表時》</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水道施設</td> <td>① 停電時に対処するため、自家用発電機の試運転を行う。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>下水道施設等</td> <td>(略) ② 各処理場については、消火装置の確認、非常用燃料、土のう(汚泥流出防止用)、可搬式発電機、可搬式ポンプを確保する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	水道施設	① 停電時に対処するため、自家用発電機の試運転を行う。 (略)	(略)	(略)	下水道施設等	(略) ② 各処理場については、消火装置の確認、非常用燃料、土のう(汚泥流出防止用)、可搬式発電機、可搬式ポンプを確保する。 (略)	(略)	(略)	<p>第11節 市有施設・設備等の防災措置</p> <p>(略)</p> <p>2 公共施設等</p> <p>《東海地震注意情報発表時》</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水道施設</td> <td>① 停電時に対処するため、自家用発電機の試運転を行い、燃料を確保する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>下水道施設等</td> <td>(略) ② 各処理場については、消火装置、薬品等の確認、非常用燃料、土のう(汚泥流出防止用)、可搬式発電機、可搬式ポンプを確保する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	水道施設	① 停電時に対処するため、自家用発電機の試運転を行い、燃料を確保する。 (略)	(略)	(略)	下水道施設等	(略) ② 各処理場については、消火装置、薬品等の確認、非常用燃料、土のう(汚泥流出防止用)、可搬式発電機、可搬式ポンプを確保する。 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)																						
水道施設	① 停電時に対処するため、自家用発電機の試運転を行う。 (略)																						
(略)	(略)																						
下水道施設等	(略) ② 各処理場については、消火装置の確認、非常用燃料、土のう(汚泥流出防止用)、可搬式発電機、可搬式ポンプを確保する。 (略)																						
(略)	(略)																						
(略)	(略)																						
水道施設	① 停電時に対処するため、自家用発電機の試運転を行い、燃料を確保する。 (略)																						
(略)	(略)																						
下水道施設等	(略) ② 各処理場については、消火装置、薬品等の確認、非常用燃料、土のう(汚泥流出防止用)、可搬式発電機、可搬式ポンプを確保する。 (略)																						
(略)	(略)																						
175	地震	<p>4 第12節 防災関係機関等の防災応急対策</p> <p>(略)</p> <p>《警戒宣言発令時》</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省中部運輸局</td> <td>(略) ③ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請 ④ 海上保安部と協力して海運事業者の応急措置の実施指導</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁第</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	国土交通省中部運輸局	(略) ③ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請 ④ 海上保安部と協力して海運事業者の応急措置の実施指導	(略)	(略)	海上保安庁第	(略)	<p>第12節 防災関係機関等の防災応急対策</p> <p>(略)</p> <p>《警戒宣言発令時》</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省中部運輸局</td> <td>(略) ③ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請 (削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁第</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	国土交通省中部運輸局	(略) ③ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請 (削除)	(略)	(略)	海上保安庁第	(略)				
(略)	(略)																						
国土交通省中部運輸局	(略) ③ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請 ④ 海上保安部と協力して海運事業者の応急措置の実施指導																						
(略)	(略)																						
海上保安庁第	(略)																						
(略)	(略)																						
国土交通省中部運輸局	(略) ③ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請 (削除)																						
(略)	(略)																						
海上保安庁第	(略)																						

浜松市防災計画 新旧対照表

198	地震	4	<table border="1"> <tr> <td>三管区海上保安本部</td> <td>④ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 ⑤ 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導</td> </tr> </table>	三管区海上保安本部	④ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 ⑤ 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導	<table border="1"> <tr> <td>三管区海上保安本部</td> <td>④ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 (削除)</td> </tr> </table>	三管区海上保安本部	④ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 (削除)													
			三管区海上保安本部	④ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 ⑤ 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導																	
			三管区海上保安本部	④ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 (削除)																	
			2 指定公共機関	2 指定公共機関																	
<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>西日本電信電話(株)、(株) N T T 東海支社</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>中部電力(株)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	西日本電信電話(株)、(株) N T T 東海支社	(略)	(略)	(略)	中部電力(株)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>西日本電信電話(株)、(株) N T T ドコモ東海支社</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>中部電力パワーグリッド(株)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	西日本電信電話(株)、(株) N T T ドコモ東海支社	(略)	(略)	(略)	中部電力パワーグリッド(株)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)																				
西日本電信電話(株)、(株) N T T 東海支社	(略)																				
(略)	(略)																				
中部電力(株)	(略)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
西日本電信電話(株)、(株) N T T ドコモ東海支社	(略)																				
(略)	(略)																				
中部電力パワーグリッド(株)	(略)																				
(略)	(略)																				
3 指定地方公共機関	3 指定地方公共機関																				
<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>中部ガス(株)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	中部ガス(株)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>サーラエナジニ(株)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	サーラエナジニ(株)	(略)	(略)	(略)								
(略)	(略)																				
中部ガス(株)	(略)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
サーラエナジニ(株)	(略)																				
(略)	(略)																				
<p>第 18 節 南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの間の暫定的な対応について</p> <p>○ 南海トラフ地震に関連する情報発表時の新たな防災対応が定められるまでの間の暫定的な対応の概要について定める。</p>	<p>第 18 節 南海トラフ地震臨時情報への市の対応について</p> <p>○ 国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市</p>																				

浜松市防災計画 新旧対照表

◀「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）発表時の市が実施する防災対応等について▶

発表される情報の種別	参集体制	実施事項
① 南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報発表時	事前配備体制(情報収集) 【「東海地震調査情報」（臨時）発表時の参集要員】	① 情報収集、広報 ② 各部、各区等への情報伝達
② 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報発表時	災害対策本部体制(第1次非常配備) 【東海地震注意情報発表時の参集要員】	① 今後の対応方針の検討 ・市民への呼びかけ（広報） ・重要施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認 等 ※状況に応じて市地域防災計画にある東海地震注意情報発表時に準じた対応をとる

○ 「南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合」として（臨時）の情報が発表された場合には平常業務体制に移行する。

は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえて対応の概要を定めるものとし、市の対応の概要を以下のとおり定める。

○ 市は、防災対応の概要を定めた後、引き続いて防災対応の詳細を検討し、地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

◀南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置▶

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

○ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の市の防災対応の概要について定める。

発表される臨時情報の種別	体制	主な業務
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	情報収集体制	・ 情報収集、市民への広報 ・ 各部、各区等への情報伝達

◀南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置▶

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等、災害対策本部等の設置等

○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の市の防災対応の概要について定める。

発表される臨時情報の種別	体制	主な業務
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	災害対策連絡室体制又は災害対策本部体制	・ 市民への広報 ・ 各部、各区等への情報伝達 ・ 必要な事業を継続するための措置 ・ 日頃からの備えの再確認 ・ 施設及び設備等の点検 ・ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 ・ 防災対応実施要員の確保 ・ 職員等の安全確保 ・ 県との情報共有

浜松市防災計画 新旧対照表

			<p>2 避難対策等</p> <p>○ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合において、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域（以下、「事前避難対象地域」という）の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び避難先等について定める。</p> <p>○ なお、計画は津波避難施設の整備状況及び被害想定の実施等を踏まえ、見直していくものとし、事前避難対象地域については、防潮堤整備効果を踏まえた津波浸水想定をもとに設定していくものとする。</p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1265 587 1433 778">基本方針</td> <td data-bbox="1433 587 2123 778"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市が津波避難施設等の整備状況や避難訓練等の実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、市長は、後発地震に備え1週間避難を継続するよう呼びかけるものとする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 778 1433 1316">事前避難対象地域の設定</td> <td data-bbox="1433 778 2123 1316"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、津波による被害の発生が予想される地区等を参考に以下の地域を明示するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>住民事前避難対象地域</li> </ul> </li> <li>事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域</li> <li>高齢者等事前避難対象地域</li> <li>事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域</li> <li>なお、事前避難対象地域が定まるまでの間、市は、浜松市津波避難計画に定める避難困難のおそれのある地域を暫定的に位置付けるものとする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 1316 1433 1409">勧告等の基準</td> <td data-bbox="1433 1316 2123 1409"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市長は、国から指示が発せられた後、事前避難対象地域内の住民等に対して、以下のとおり避難の勧告等を行うものとする。</li> </ul> </td> </tr> </table>	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が津波避難施設等の整備状況や避難訓練等の実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、市長は、後発地震に備え1週間避難を継続するよう呼びかけるものとする。</li> </ul>	事前避難対象地域の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、津波による被害の発生が予想される地区等を参考に以下の地域を明示するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>住民事前避難対象地域</li> </ul> </li> <li>事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域</li> <li>高齢者等事前避難対象地域</li> <li>事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域</li> <li>なお、事前避難対象地域が定まるまでの間、市は、浜松市津波避難計画に定める避難困難のおそれのある地域を暫定的に位置付けるものとする。</li> </ul>	勧告等の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長は、国から指示が発せられた後、事前避難対象地域内の住民等に対して、以下のとおり避難の勧告等を行うものとする。</li> </ul>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が津波避難施設等の整備状況や避難訓練等の実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、市長は、後発地震に備え1週間避難を継続するよう呼びかけるものとする。</li> </ul>								
事前避難対象地域の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、津波による被害の発生が予想される地区等を参考に以下の地域を明示するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>住民事前避難対象地域</li> </ul> </li> <li>事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域</li> <li>高齢者等事前避難対象地域</li> <li>事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域</li> <li>なお、事前避難対象地域が定まるまでの間、市は、浜松市津波避難計画に定める避難困難のおそれのある地域を暫定的に位置付けるものとする。</li> </ul>								
勧告等の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長は、国から指示が発せられた後、事前避難対象地域内の住民等に対して、以下のとおり避難の勧告等を行うものとする。</li> </ul>								

浜松市防災計画 新旧対照表

				<p>・住民事前避難対象地域</p> <p>避難勧告</p> <p>・高齢者等事前避難対象地域</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>・なお、市は、避難の勧告等を発表する地区等について、あらかじめ定めるものとする。</p>
			<p>勧告等の伝達方法</p>	<p>・市長は、避難の勧告等をしたときは直ちに勧告等が出された地域の住民等に対して、同報無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。</p>
			<p>避難に関しての平時からの周知事項</p>	<p>・避難に関しての平時からの周知事項</p> <p>① 事前避難対象地域の地区名等</p> <p>② 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認</p> <p>③ 安全な避難場所・避難経路等の確認</p> <p>④ 避難行動における注意事項</p> <p>・臨時情報は、極めて稀な状況で発表されるものであり、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。</p> <p>・このため、市は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき対応について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。</p>
			<p>避難計画の作成</p>	<p>・市は、後発地震に備えて避難を呼びかける地域の住民等が一定期間避難生活する避難所の選定、避難経路の選定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。</p>

浜松市防災計画 新旧対照表

			<p>(2) 避難所の運営</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1265 199 1433 438">基本方針</td> <td data-bbox="1433 199 2116 438"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難先は、避難を継続する住民の知人宅等を基本とすることから、市は、知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。</li> <li>・市は、住民等と避難実施の具体的な方法などについて、あらかじめ検討するものとする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 438 1433 973">避難所の設置 及び避難生活</td> <td data-bbox="1433 438 2116 973"> <p>① 避難生活者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前避難対象地域の住民等のうち、知人宅等への避難が困難な住民等とする。</li> </ul> <p>② 設置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市があらかじめ検討し、定めた施設に設置するものとする。</li> </ul> <p>③ 設置期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。</li> </ul> <p>④ 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者が自ら行うことを基本とし、市は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割の検討に努めるものとする。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>◀南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置▶</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、体制の設置</p> <p>○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の市の防災対応の概要について定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1232 1220 1534 1268">発表される臨時情報の種別</th> <th data-bbox="1534 1220 1758 1268">体制</th> <th data-bbox="1758 1220 2139 1268">主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1232 1268 1534 1412">南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時</td> <td data-bbox="1534 1268 1758 1412">災害対策準備室体制</td> <td data-bbox="1758 1268 2139 1412"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への広報</li> <li>・各部、各区等への情報伝達</li> <li>・日頃からの備えの再確認</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難先は、避難を継続する住民の知人宅等を基本とすることから、市は、知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。</li> <li>・市は、住民等と避難実施の具体的な方法などについて、あらかじめ検討するものとする。</li> </ul>	避難所の設置 及び避難生活	<p>① 避難生活者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前避難対象地域の住民等のうち、知人宅等への避難が困難な住民等とする。</li> </ul> <p>② 設置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市があらかじめ検討し、定めた施設に設置するものとする。</li> </ul> <p>③ 設置期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。</li> </ul> <p>④ 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者が自ら行うことを基本とし、市は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割の検討に努めるものとする。</li> </ul>	発表される臨時情報の種別	体制	主な業務	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	災害対策準備室体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への広報</li> <li>・各部、各区等への情報伝達</li> <li>・日頃からの備えの再確認</li> </ul>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難先は、避難を継続する住民の知人宅等を基本とすることから、市は、知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。</li> <li>・市は、住民等と避難実施の具体的な方法などについて、あらかじめ検討するものとする。</li> </ul>												
避難所の設置 及び避難生活	<p>① 避難生活者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前避難対象地域の住民等のうち、知人宅等への避難が困難な住民等とする。</li> </ul> <p>② 設置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市があらかじめ検討し、定めた施設に設置するものとする。</li> </ul> <p>③ 設置期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。</li> </ul> <p>④ 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者が自ら行うことを基本とし、市は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割の検討に努めるものとする。</li> </ul>												
発表される臨時情報の種別	体制	主な業務											
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	災害対策準備室体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への広報</li> <li>・各部、各区等への情報伝達</li> <li>・日頃からの備えの再確認</li> </ul>											

浜松市防災計画 新旧対照表

201	地震	5	第1節 市・防災関係機関等の活動			・ 県との情報共有	
			(略)				
			8 防災関係機関の活動				
			(1) 指定地方行政機関				
			総務省 東海総合通信局	・ 電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理	総務省 東海総合通信局		・ 電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
			(略)	(略)	(略)		(略)
			厚生労働省 静岡労働局(浜松労働基準監督署)	(略) ② 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導	厚生労働省 静岡労働局(浜松労働基準監督署)		(略) ② 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する労働災害防止の指導
			(略)	(略)	(略)		(略)
			(2) 指定公共機関				
			(略)	(略)	(略)		(略)
中部電力(株)	(略)	中部電力パワーグリッド(株)	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)				
(3) 指定地方公共機関							
(略)	(略)	(略)	(略)				
中部ガス(株) (浜松支社)	(略)	サーラエナジ 二(株)(浜松	(略)				

浜松市防災計画 新旧対照表

216	地震	5			支社)	
			(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)		(略)	
			第3節 広報活動		第3節 広報活動	
			(略)		(略)	
			2 広報実施方法		2 広報実施方法	
			広報機関等の活用	(略) ⑥ インターネット 浜松市ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、浜松市公式ツイッター、浜松市公式LINE@、ヤフーブログで随時、最新情報を公開する。 (略)	広報機関等の活用	(略) ⑥ インターネット 浜松市公式ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、浜松市公式ツイッター、浜松市公式LINE@で随時、最新情報を公開する。 (略)
			(略)		(略)	
218	地震	5	第4節 緊急輸送活動		第4節 緊急輸送活動	
			(略)		(略)	
			1 市		1 市	
			(略)	(略)	(略)	(略)
			緊急輸送体制の確立	(略) <輸送路及び輸送施設> ・ 道路管理者は警察、自衛隊、自主防災組織等の協力を得て、通行が可能な道路、道路施設の被害復旧見込み等緊急輸送計画の作成に必要な情報を把握する。 (略)	緊急輸送体制の確立	(略) <輸送路及び輸送施設> ・ 道路管理者は警察、自衛隊、 <u>協定締結先</u> 、自主防災組織等の協力を得て、通行が可能な道路、道路施設の被害復旧見込み等緊急輸送計画の作成に必要な情報を把握する。 (略)



浜松市防災計画 新旧対照表

232	地震	<p>(略)</p> <p>第9節 交通の確保対策</p> <p>(略)</p> <p>1 道路交通の確保</p> <table border="1" data-bbox="295 395 1155 1169"> <tr> <td data-bbox="295 395 468 443">(略)</td> <td data-bbox="468 395 1155 443">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 443 468 1118">交通規制の実施</td> <td data-bbox="468 443 1155 1118"> <p>① 初動の措置</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われる必要があると認められるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>② 緊急交通路等の確保</p> <p><u>市長は、道路被害状況の調査結果に基づいて、緊急交通路を中心に警察及び道路管理者と協議し、緊急交通に当てる道路を選定する。</u></p> <p><u>この場合、警察は、信号が表示されない等の場合に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。</u></p> <p>③ 交通規制実施後の広報</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 1118 468 1169">(略)</td> <td data-bbox="468 1118 1155 1169">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	交通規制の実施	<p>① 初動の措置</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われる必要があると認められるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>② 緊急交通路等の確保</p> <p><u>市長は、道路被害状況の調査結果に基づいて、緊急交通路を中心に警察及び道路管理者と協議し、緊急交通に当てる道路を選定する。</u></p> <p><u>この場合、警察は、信号が表示されない等の場合に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。</u></p> <p>③ 交通規制実施後の広報</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>第9節 交通の確保対策</p> <p>(略)</p> <p>1 道路交通の確保</p> <table border="1" data-bbox="1236 395 2096 1169"> <tr> <td data-bbox="1236 395 1408 443">(略)</td> <td data-bbox="1408 395 2096 443">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1236 443 1408 1118">交通規制の実施</td> <td data-bbox="1408 443 2096 1118"> <p>① 初動の措置</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県公安委員会（県警察）は、災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われる必要があると認められるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。</u></li> </ul> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② 交通規制実施後の広報</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1236 1118 1408 1169">(略)</td> <td data-bbox="1408 1118 2096 1169">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	交通規制の実施	<p>① 初動の措置</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県公安委員会（県警察）は、災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われる必要があると認められるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。</u></li> </ul> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② 交通規制実施後の広報</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)
(略)	(略)														
交通規制の実施	<p>① 初動の措置</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われる必要があると認められるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>② 緊急交通路等の確保</p> <p><u>市長は、道路被害状況の調査結果に基づいて、緊急交通路を中心に警察及び道路管理者と協議し、緊急交通に当てる道路を選定する。</u></p> <p><u>この場合、警察は、信号が表示されない等の場合に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。</u></p> <p>③ 交通規制実施後の広報</p> <p>(略)</p>														
(略)	(略)														
(略)	(略)														
交通規制の実施	<p>① 初動の措置</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県公安委員会（県警察）は、災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われる必要があると認められるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。</u></li> </ul> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② 交通規制実施後の広報</p> <p>(略)</p>														
(略)	(略)														
235	地震	<p>第10節 地域への救援活動</p> <p>(略)</p> <p>2 給水活動</p>	<p>第10節 地域への救援活動</p> <p>(略)</p> <p>2 給水活動</p>												

浜松市防災計画 新旧対照表

		<p>市</p> <p>(略)</p> <p>② 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県及び隣接市町村に調達の斡旋を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要人員/期間及び給水量/場所/給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量/給水車両のみ借上げの場合はその必要台数</li> </ul> <p>(略)</p>		<p>市</p> <p>(略)</p> <p>② 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、<u>(社)日本水道協会静岡県支部及び19大都市水道局災害相互応援に関する覚書</u>により給水応援を要請するほか、次の事項を示して県及び隣接市町村に調達の斡旋を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要人員/期間及び給水量/場所/給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量/給水車両のみ借上げの場合はその必要台数</li> </ul> <p>(略)</p>	
		<p>(略)</p> <p>4 医療救護活動</p> <p>○ 浜松市医療救護計画に基づき、軽症患者等は応急救護所で処置を行い、重症患者及び中等症患者は指定した救護病院で処置を行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。</p>		<p>(略)</p> <p>4 医療救護活動</p> <p>○ 浜松市医療救護計画に基づき、軽症患者等は応急救護所で処置を行い、重症患者及び中等症患者は指定した救護病院で処置を行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。</p>	
		<p>市</p> <p>(略)</p> <p>④ <u>医療救護本部</u>を設置し、応急救護所及び救護病院の状況等を把握するとともに、必要な調整を行う。</p> <p>⑤ 応急救護所の業務</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡の<u>検案</u></li> </ul> <p>(略)</p> <p>⑥ 救護病院の業務</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡の<u>検案</u></li> </ul> <p>(略)</p>		<p>市</p> <p>(略)</p> <p>④ <u>保健医療調整本部</u>を設置し、応急救護所及び救護病院の状況等を把握するとともに、必要な調整を行う。</p> <p>⑤ 応急救護所の業務</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡の<u>確認及び遺体搬送の手配</u></li> </ul> <p>(略)</p> <p>⑥ 救護病院の業務</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡の<u>確認及び遺体搬送の手配等</u></li> </ul> <p>(略)</p>	

浜松市防災計画 新旧対照表

245	地震	5	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)
			第13節 市有施設・設備等の対策		第13節 市有施設・設備等の対策	
			(略)		(略)	
			2 公共施設等		2 公共施設等	
			○ 災害応急活動を実施するうえで重要な市有施設等の可及的速やかな機能回復を図るための措置を示す。		○ 災害応急活動を実施するうえで重要な市有施設等の可及的速やかな機能回復を図るための措置を示す。	
			(略)	(略)	(略)	(略)
			水道施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設に対し、早期に各戸給水为目标とした復旧計画を策定する。</li> <li>(略)</li> <li>取水施設、導送配水管の復旧 復旧班を編成して、当該地域の被害状況の調査活動を行い復旧作業にあたる。</li> <li>医療機関等への優先的な応急給水 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。</li> </ul>	水道施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設に対し、早期に各戸給水为目标とした復旧計画を策定する。</li> <li>(略)</li> <li>取水施設、導送配水管の復旧 地域の被害状況の調査活動を行い復旧作業にあたる。</li> <li>医療機関等への優先的な応急給水 救護病院、透析施設、避難所等への優先的な応急給水に努める。</li> </ul>
			(略)	(略)	(略)	(略)
255	地震	6	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)
			第1節 市・防災関係機関の活動		第1節 市・防災関係機関の活動	
			(略)		(略)	
			6 県警察（浜松市警察部、 <u>浜松中央警察署</u> のほか市域を管轄する警察署）		6 県警察（浜松市警察部ほか市域を管轄する警察署）	
			(略)		(略)	
			7 指定地方行政機関		7 指定地方行政機関	
			○ 復旧・復興対策として講じる主要な措置事項は次のとおり		○ 復旧・復興対策として講じる主要な措置事項は次のとおり	

浜松市防災計画 新旧対照表

264	地震	6	総務省東海総合通信局	① 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ② 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査 ③ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与	総務省東海総合通信局	① 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ② 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 ③ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与
			(略)	(略)	(略)	(略)
			8 指定公共機関		8 指定公共機関	
			(略)	(略)	(略)	(略)
			中部電力(株)	(略)	中部電力パワ ーグリッド (株)	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)
			9 指定地方公共機関		9 指定地方公共機関	
			(略)	(略)	(略)	(略)
			中部ガス(株)	(略)	サーラエナジ 二(株)	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)			
第7節 俊・農山漁村の復興		第7節 俊・農山漁村の復興				
(略)	(略)	(略)	(略)			
2 都市の復興		2 都市の復興				
(略)	(略)	(略)	(略)			

浜松市防災計画 新旧対照表

275	大規模	2	被害状況の把握	(略)	被害状況の把握	(略)																																				
			(新設)	(新設)	都市復興方針の策定	・市は、都市復興に向けての基本姿勢を示し、被災状況にあった都市復興方針を策定する。																																				
			(略)	(略)	(略)	(略)																																				
			(略)	(略)	(略)	(略)																																				
			第1節 総則		第1節 総則																																					
			(略)		(略)																																					
			2 予想される事故と地域		2 予想される事故と地域																																					
			(1) 市内の道路の状況		(1) 市内の道路の状況																																					
			○ 浜松市内の道路の路線数及び延長は次のとおりである。		○ 浜松市内の道路の路線数及び延長は次のとおりである。																																					
			(平成30年4月1日現在)		(平成31年4月1日現在)																																					
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>2</td> <td>65.0</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>6</td> <td>249.6</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>67</td> <td>679.8</td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td>23,627</td> <td>7,550.2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23,702</td> <td>8,544.6</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	2	65.0	一般国道	6	249.6	県道	67	679.8	市町道	23,627	7,550.2	合計	23,702	8,544.6		<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>2</td> <td>65.0</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>6</td> <td>251.9</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>67</td> <td>680.1</td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td>23,637</td> <td>7,549.7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23,712</td> <td>8,546.7</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	2	65.0	一般国道	6	251.9	県道	67	680.1	市町道	23,637	7,549.7	合計	23,712	8,546.7	
道路の種類	路線数	実延長(km)																																								
高速自動車国道	2	65.0																																								
一般国道	6	249.6																																								
県道	67	679.8																																								
市町道	23,627	7,550.2																																								
合計	23,702	8,544.6																																								
道路の種類	路線数	実延長(km)																																								
高速自動車国道	2	65.0																																								
一般国道	6	251.9																																								
県道	67	680.1																																								
市町道	23,637	7,549.7																																								
合計	23,712	8,546.7																																								
			(略)		(略)																																					
			(3) 市内の人身交通事故発生状況		(3) 市内の人身交通事故発生状況																																					
			○ 平成29年中の人身交通事故は7,947件で、死者数は21人、負傷者数は10,349人である。		○ 平成30年中の人身交通事故は7,570件で、死者数は18人、負傷者数は9,840人である。																																					
			特に発生件数においては、政令指定都市20市の中でも5番目に多く、人口10万人当たりでは、ワースト1である。		特に発生件数においては、政令指定都市20市の中でも5番目に多く、人口10万人当たりでは、ワースト1である。																																					
			(4) 道路交通危険箇所		(4) 道路交通危険箇所																																					

浜松市防災計画 新旧対照表

277	大規模	2	<p>○ 平成<u>30</u>年3月末における市管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(平成<u>30</u>年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>落石・崩壊</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>55</td> <td>31</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>88</td> <td>51</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>154</td> <td>92</td> <td>246</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第2節 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>5 道路トンネル事故の予防対策</p> <p>(1) 主要なトンネルの現状</p> <p>○ 本市にある防災上重要なトンネル（延長2km以上又はトンネル等級A以上）は、<u>12</u>箇所である。</p> <p>(略)</p>	道路の種類	落石・崩壊	その他	合計	一般国道	11	10	21	主要地方道	55	31	86	一般県道	88	51	139	合 計	154	92	246	<p>○ 平成<u>31</u>年3月末における市管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(平成<u>31</u>年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>落石・崩壊</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>55</td> <td>31</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>88</td> <td>51</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>154</td> <td>92</td> <td>246</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第2節 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>5 道路トンネル事故の予防対策</p> <p>(1) 主要なトンネルの現状</p> <p>○ 本市にある防災上重要なトンネル（延長2km以上又はトンネル等級A以上）は、<u>13</u>箇所である。</p> <p>(略)</p>	道路の種類	落石・崩壊	その他	合計	一般国道	11	10	21	主要地方道	55	31	86	一般県道	88	51	139	合 計	154	92	246
			道路の種類	落石・崩壊	その他	合計																																						
一般国道	11	10	21																																									
主要地方道	55	31	86																																									
一般県道	88	51	139																																									
合 計	154	92	246																																									
道路の種類	落石・崩壊	その他	合計																																									
一般国道	11	10	21																																									
主要地方道	55	31	86																																									
一般県道	88	51	139																																									
合 計	154	92	246																																									

浜松市防災計画 新旧対照表

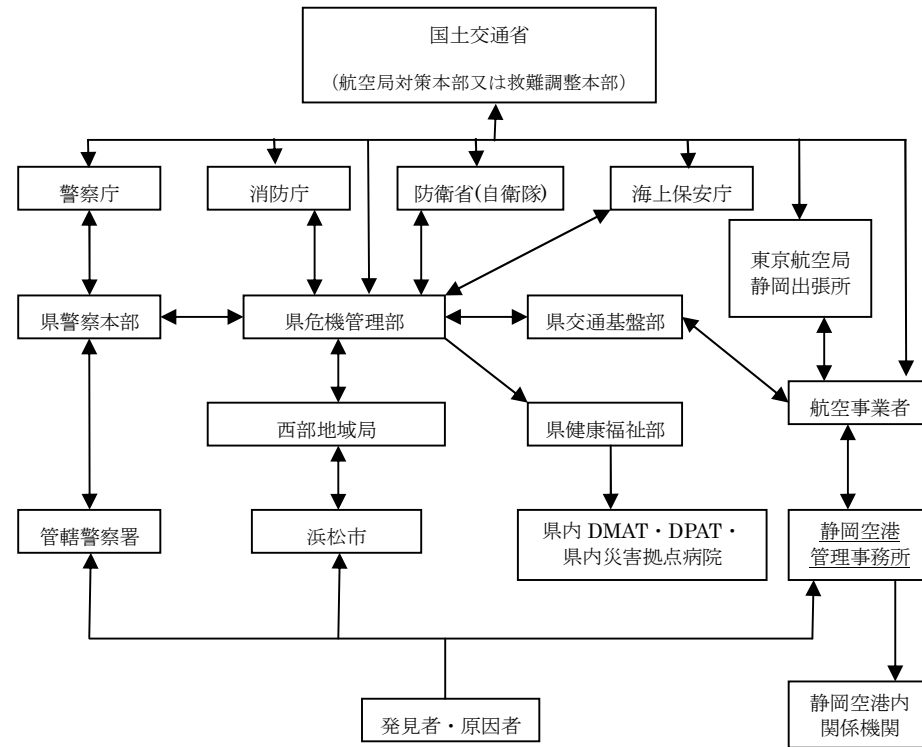
名称	管理者	路線名	延長 (m)	トンネル等級	非常用設備の有無							備考
					非常電話	ボタン通報	火災検知器	非常警報装置	消火器	消火栓	誘導表示板	
浜松トンネル(上り)	中日本 高速 道路(株)	新東名 高速道 路	3,200	A	○	○	○	○	○	○	○	
浜松トンネル(下り)			3,262	A	○	○	○	○	○	○	○	
引佐第一トンネル(上り)			1,497	A	○	○	○	○	○	○		
引佐第一トンネル(下り)			1,498	A	○	○	○	○	○	○		
引佐第二トンネル(上り)			1,347	A	○	○	○	○	○	○		
引佐第二トンネル(下り)			1,528	A	○	○	○	○	○	○		
三ケ日トンネル(上り)			1,550	A	○	○	○	○	○	○		
三ケ日トンネル(下り)			1,517	A	○	○	○	○	○	○		
別所トンネル			浜松河 川国道 事務所	(国)47 4号	948	A	○	○	○	○	○	○
渋川トンネル	1,598	A			○	○	○	○	○	○	遠	
三遠トンネル	4,525	A			○	○	○	○	○	○	南	
三遠名号トンネル	1,056	A			○	○	○	○	○	○	信	
三遠大島トンネル	172	C									自	
(新設)	(新設)										動	
別所トンネル	中日本 高速 道路(株)	新東名 高速道 路	948	A	○	○	○	○	○	○	三	
渋川トンネル			1,598	A	○	○	○	○	○	○	遠	
三遠トンネル			4,525	AA	○	○	○	○	○	○	南	
三遠名号トンネル			1,056	A	○	○	○	○	○	○	信	
三遠大島トンネル			172	C							自	
浦川・奈良トンネル			3,436	A	○	○	○	○	○	○	動	

浜松市防災計画 新旧対照表

			(新設)			(新設)	道	川合トンネル			2,408	B	○	○		○	○		○	道
319	大規模	5	(略)	第2節 災害予防対策				(略)	第2節 災害予防対策											
			1 防災体制の整備	○ 浜松市、静岡県、防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、航空災害発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。				1 防災体制の整備	○ 浜松市、静岡県、防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、航空災害発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。											
			(略)	(略)				(略)	(略)											
			県	<u>(新設)</u> ・ 情報連絡体制の整備 ・ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・ 航空交通の安全確保等のための規程等の整備 ・ 防災訓練の実施 (略)				県	・ <u>富士山静岡空港株式会社による緊急時対応計画の整備、危機管理体制構築状況等の確認</u> ・ 情報連絡体制の整備 (削除) (削除) ・ 防災訓練への参加 (略)											
			(略)	(略)				(略)	(略)											
320	大規模	5	第3節 災害応急対策計画				第3節 災害応急対策計画				(略)									
			1 情報の収集・伝達				1 情報の収集・伝達				(略)									
			《連絡系統図》				《連絡系統図》				(略)									



浜松市防災計画 新旧対照表



(略)

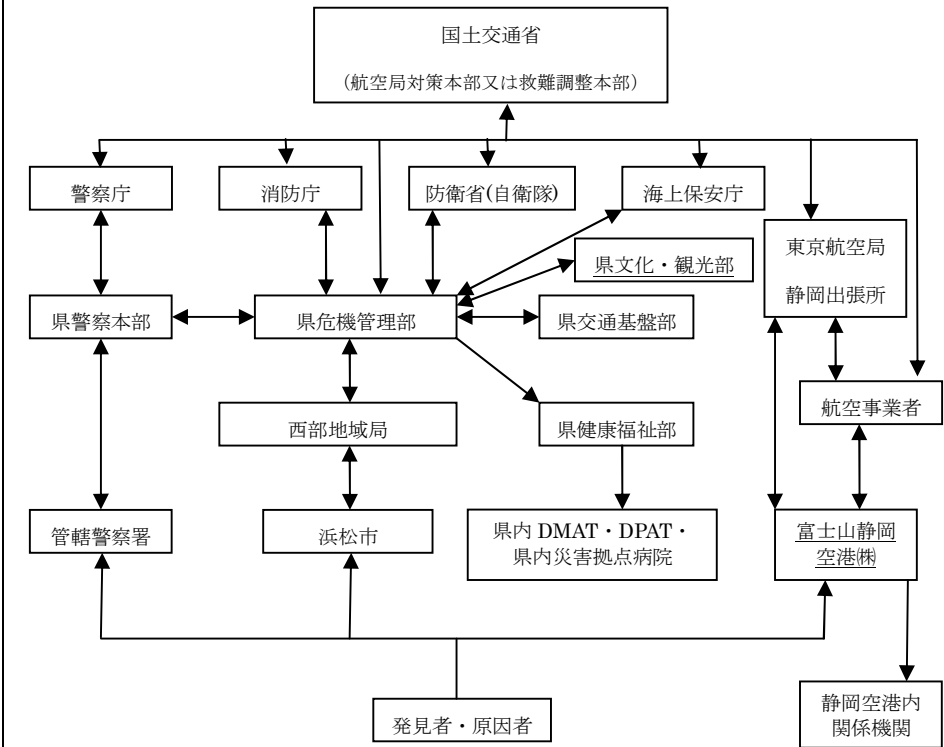
第3節 災害応急対策計画

(略)

2 事業者の体制

(1) 都市ガス取扱い事業者

(略)	(略)
応急処置	・ 通報又は現場に出動した処理要員からの連絡に基づき、事故が発生し、又は発生する恐れがあると認められる場合は、ガスの遮断



(略)

第3節 災害応急対策計画

(略)

2 事業者の体制

(1) 都市ガス取扱い事業者

(略)	(略)
応急処置	・ 通報又は現場に出動した処理要員からの連絡に基づき、事故が発生し、又は発生する恐れがあると認められる場合は、ガスの遮断

335 大規模 7

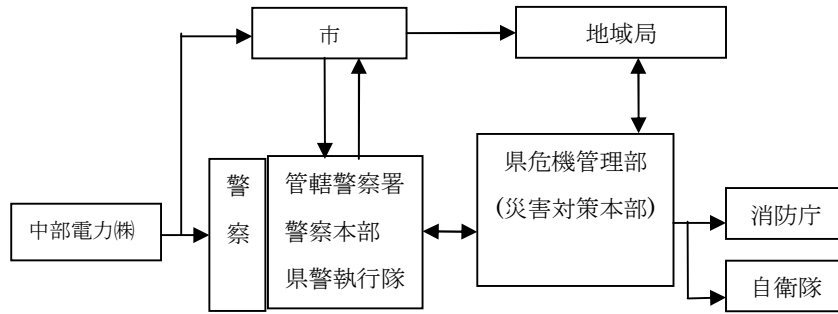
浜松市防災計画 新旧対照表

345	大規模	8	<p>等中部ガス株式会社の規程及び要領に基づき適切な応急措置等の対策を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>等サーラエナジー株式会社の規程及び要領に基づき適切な応急措置等の対策を実施する。</p> <p>(略)</p>												
			<p>(略)</p> <p>第3節 海上で不発魚雷等が発見された場合の対応</p> <p>(略)</p> <p>《関係機関》</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応急対策</td> <td>中部電力(株)、中部ガス(株)、西日本電信電話(株)、東海旅客鉄道(株)、遠州鉄道(株) 外</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	応急対策	中部電力(株)、中部ガス(株)、西日本電信電話(株)、東海旅客鉄道(株)、遠州鉄道(株) 外	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>第3節 海上で不発魚雷等が発見された場合の対応</p> <p>(略)</p> <p>《関係機関》</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応急対策</td> <td>中部電力パワーグリッド(株)、サーラエナジー(株)、西日本電信電話(株)、東海旅客鉄道(株)、遠州鉄道(株) 外</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	応急対策	中部電力パワーグリッド(株)、サーラエナジー(株)、西日本電信電話(株)、東海旅客鉄道(株)、遠州鉄道(株) 外	(略)	(略)
			(略)	(略)												
応急対策	中部電力(株)、中部ガス(株)、西日本電信電話(株)、東海旅客鉄道(株)、遠州鉄道(株) 外															
(略)	(略)															
(略)	(略)															
応急対策	中部電力パワーグリッド(株)、サーラエナジー(株)、西日本電信電話(株)、東海旅客鉄道(株)、遠州鉄道(株) 外															
(略)	(略)															
351	大規模	9	<p>第1節 総則</p> <p>1 市、関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>○ 市及び防災関係機関等が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部電力株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	中部電力株式会社	(略)	(略)	(略)	<p>第1節 総則</p> <p>1 市、関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>○ 市及び防災関係機関等が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部電力パワーグリッド株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	中部電力パワーグリッド株式会社	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)															
中部電力株式会社	(略)															
(略)	(略)															
(略)	(略)															
中部電力パワーグリッド株式会社	(略)															
(略)	(略)															
352	大規模	9	<p>第2節 災害予防計画</p> <p>1 情報収集体制の整備</p> <p>○ 浜松市、静岡県及び中部電力株式会社等の関係防災機関は、広域停電事故が発生した場合</p>	<p>第2節 災害予防計画</p> <p>1 情報収集体制の整備</p> <p>○ 浜松市、静岡県及び中部電力パワーグリッド株式会社等の関係防災機関は、広域停電事故</p>												

浜松市防災計画 新旧対照表

352	大規模	9	<p>に、被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑な応急対策を行うことができるよう緊急時の情報収集及び連絡体制を整備する。</p> <p>2 電力会社等の防災体制の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部電力株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 大規模停電時に備えた資器機材等の整備</p> <p>○ 中部電力株式会社等は、大規模な停電時に的確な応急・復旧活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。</p> <p>4 防災訓練</p> <p>○ 市、県、防災関係機関、中部電力株式会社等は、相互に連携し、応急活動及び復旧活動について、より実践的な防災訓練を実施に努める。</p> <p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>○ この計画は、大規模事故対策編第6章大規模火災対策第3節応急対策計画によるもののほか、以下のとおり実施する。</p> <p>○ <u>事故の状況に応じて、事前配備職員の参集或いは職員の増員、情報収集体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制をとる。</u></p> <p>1 情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>【情報連絡系統図】</p>	(略)	(略)	中部電力株式会社	(略)	(略)	(略)	<p>が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑な応急対策を行うことができるよう緊急時の情報収集及び連絡体制を整備する。</p> <p>2 電力会社等の防災体制の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部電力パワーグリッド株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 大規模停電時に備えた資器機材等の整備</p> <p>○ 中部電力パワーグリッド株式会社等は、大規模な停電時に的確な応急・復旧活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。</p> <p>4 防災訓練</p> <p>○ 市、県、防災関係機関、中部電力パワーグリッド株式会社等は、相互に連携し、応急活動及び復旧活動について、より実践的な防災訓練を実施に努める。</p> <p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>○ この計画は、大規模事故対策編第6章大規模火災対策第3節応急対策計画によるもののほか、以下のとおり実施する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1 情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>【情報連絡系統図】</p>	(略)	(略)	中部電力パワーグリッド株式会社	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)												
中部電力株式会社	(略)															
(略)	(略)															
(略)	(略)															
中部電力パワーグリッド株式会社	(略)															
(略)	(略)															

浜松市防災計画 新旧対照表



※ 状況により、通報先が消防機関となる場合が考えられるが、基本的な系統は同様。

(新設)

2 事業者の応急体制

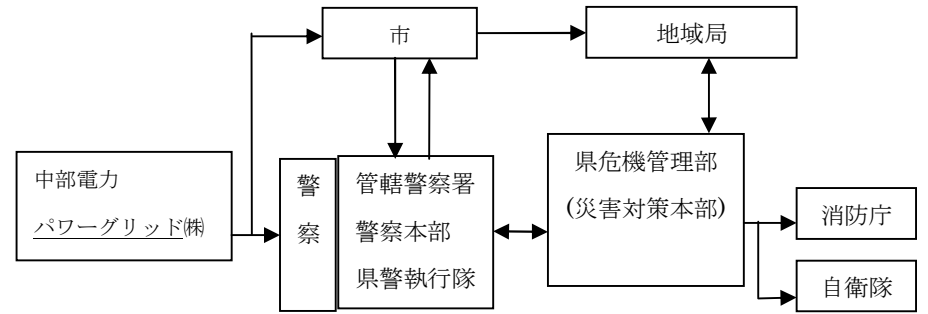
- 災害発生に際し、電力供給を確保するため、中部電力株式会社は、同社防災業務計画に基づき、その対策を樹立しておく。

(略)

第4節 災害復旧計画

1 復旧事業計画の策定

- 中部電力株式会社は、関係防災機関と協力し、発電所等の被害状況、発生原因を考慮した上、復旧事業計画を作成し、迅速且つ適切に被害を復旧するよう努める。



※ 状況により、通報先が消防機関となる場合が考えられるが、基本的な系統は同様。

2 市の応急体制

- 事故の状況に応じて、事前配備職員の参集或いは職員の増員、災害対策連絡室体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制をとる。

《停電の規模による体制及び基準》

体制	基準
災害対策連絡室体制	市内において180,000戸以上の停電が発生した場合を1つの目安とする。

3 事業者の応急体制

- 災害発生に際し、電力供給を確保するため、中部電力パワーグリッド株式会社は、同社防災業務計画に基づき、その対策を樹立しておく。

(略)

第4節 災害復旧計画

1 復旧事業計画の策定

- 中部電力パワーグリッド株式会社は、関係防災機関と協力し、発電所等の被害状況、発生原因を考慮した上、復旧事業計画を作成し、迅速且つ適切に被害を復旧するよう努める。

355 大規模 9

浜松市防災計画 新旧対照表

		<p>2 施設の復旧</p> <p>○ 中部電力株式会社は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>2 施設の復旧</p> <p>○ 中部電力パワーグリッド株式会社は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。</p> <p>(略)</p>
--	--	--	---